

平成8年度国民参加型協力推進基礎調査

# 「障害者の国際協力事業への参加」

(第2フェーズ)

## 報告書

平成9年6月

JICA LIBRARY



J 1138050(8)

国際協力総合研修所

総研
J R
97-29

1138050(8)

マイク  
フィルム作成

## 序文

「国連・障害者の十年」（1983-1992）や「アジア・太平洋障害者の十年」（1993-2002）等、障害者対策推進の世界的潮流の中で、我が国においても、「障害者対策に関する長期計画」（1982年）や「障害者対策に関する新長期計画」（1992年）（以下、新長期計画とする）等において障害者対策の基本的方向や具体的方策が取りまとめられました。この新長期計画においては、重点分野として国際協力が取り上げられており、障害者団体間の交流や、途上国への技術提供、政策面での情報交換等による国際協力の推進が謳われています。

このような状況を鑑み、わが国が実施するODA事業においても、障害者に十分に配慮し、今後一層の参加を促進するための方策を検討することを目的として、平成7年度に本調査研究のフェーズ1調査を実施しました。フェーズ1調査においては、国内の障害者関連団体に対するアンケート調査等により、わが国の障害者自身が国際協力事業に参加するための意向や制約要因等について、現状を分析し、途上国の障害者に対する協力事業を重点として、我が国の障害者の参加を推進すべきであるとの提言をとりまとめました。

このような背景の下で、平成8年度に実施したフェーズ2調査においては、フェーズ1調査における提言を踏まえ、途上国の障害者の現状、障害者施策にかかる実施体制及び援助ニーズ等を分析し、我が国の障害者が実際に国際協力事業に参加するための方策を、フェーズ1の調査結果とあわせて最終的な提言としてとりまとめたものです。

本調査研究の実施にあたっては、フェーズ1調査に引き続き、初山泰弘・国立身体障害者リハビリテーションセンター総長を座長とする、計10名の委員の方々により構成された検討委員会を設置し、平成8年6月から、国内セミナーを含む計8回の検討会での議論、タイ、ネパールへの現地調査、及び海外の障害者関連省庁・団体に対するアンケート調査を基に、本報告書を取りまとめました。座長はじめ、委員各位、関係機関の皆様の多大なご協力に心から感謝する次第です。

なお、本報告書は、検討委員会による調査及び検討の結果をまとめたものであり、国際協力事業団の意見を代表するものではないことを付記します。

平成9年6月

国際協力事業団  
国際協力総合研修所  
所長 岩波 和俊



## 目次

1. 本調査研究の概要	1
(1) 調査研究の背景及び目的	2
(2) 調査研究の範囲と内容	2
(3) 調査研究の実施体制	3
(4) 検討委員会における主要議題	4
2. 海外アンケート調査結果	5
(1) 海外アンケート調査実施概要	6
(2) 途上国の障害者関連省庁・機関の概要	15
(3) 途上国の障害者団体の現状	28
(4) 我が国に期待する援助ニーズと障害者参加の制約要因	33
(5) 日本以外の国との地域協力及び国際協力	50
3. 現地調査概要	65
(1) 現地調査の目的及び背景	66
(2) 現地調査結果総括	68
4. 我が国の障害者の国際協力事業参加推進のための提言	69
(1) 障害者自身が参加する意義	70
(2) 途上国側の援助ニーズと我が国障害者の協力意向	72
1) 我が国障害者の協力意向と制約要因	72
2) 途上国側の援助ニーズと制約要因	73
(3) 障害者の参加可能性	74
(4) 参加の方向性	75
(5) 障害者の参加にあたっての重点分野	75
1) 障害者に関する啓発、広報等のための協力	75
2) コミュニケーション手段と移動・情報の アクセシビリティ確立のための協力	76
3) 情報の交換、収集と利用のための協力	76
4) 障害者の職業機会拡大のための協力	76
5) 途上国の障害者団体の組織化及び運営のための協力	77
6) 障害者のスポーツ、レクリエーション、文化活動のための協力	77
7) 福祉機器の紹介と導入のための協力	78
8) その他	78
(6) 重点分野を中心とした参加推進のための方策	79
1) 途上国の障害者に対する協力事業の拡充及び基本的考え方の策定	79
2) ODA実施機関における障害者福祉分野のとりまとめ体制の確立	79
3) ODA関係機関スタッフの障害者に対する理解促進	79
4) 途上国の障害者に関する基礎的情報の整備	80
5) 途上国の障害者への協力のためのアドバイザー・グループの設置	80
6) 途上国の障害者に対する協力事業に関する情報交換体制の確立	80
7) 障害者の参加を配慮した既存事業の実施	81
(7) 障害者の参加推進のための留意点	81
1) 研修センター等の施設整備	82
2) 現地状況についての詳細な事前調査の実施	82
3) ASEAN諸国等を中心とした国でのパイロット・プロジェクト的事業の パイロット・プロジェクト的事業の開始	82

4) 女性障害者への配慮 .....	82
5. 資料編 .....	83
(1) 海外アンケート調査様式 .....	84
1) 省庁用 .....	85
2) 民間用 .....	120
(2) 現地調査結果 .....	154
1) タイ編 .....	155
2) ネパール編 .....	170
3) 面会者リスト .....	185
4) 収集資料リスト .....	190

# 要 約

## 第1章. 本調査研究の概要

「国連・障害者の十年」（1983-1992）や「アジア・太平洋障害者の十年」（1993-2002）等、障害者施策推進の世界的潮流の中で、我が国においても、「障害者対策に関する長期計画」（1982年）や「障害者対策に関する新長期計画」（1992年）（以下、新長期計画とする）等において障害者施策の基本的方向や具体的方策が取りまとめられた。新長期計画においては、重点分野として国際協力が取り上げられており、障害者団体間の交流や、途上国への技術提供、政策面での情報交換等による国際協力の推進が謳われている。

このような状況に鑑み、我が国が実施するODA事業においても、今後一層障害者の参加を促進するための方策を検討することを目的として、平成7年度に本調査研究のフェーズ1調査を実施した。フェーズ1調査においては、国内の障害者関連団体に対するアンケート調査等により、我が国の障害者自身が国際協力事業に参加するための意向や制約要因等について現状を分析し、我が国の障害者の参加を推進すべきであるとの中間提言をとりまとめた。

本フェーズ2調査においては、フェーズ1調査における提言を踏まえ、現地調査及び在外事務所を通じた途上国の障害者関係機関に対する海外アンケート調査、並びにこれを補完するための現地調査を実施することにより、途上国の障害者の現状、障害者施策にかかる実施体制及び援助ニーズ等を分析し、我が国の障害者が実際に国際協力事業に参加するための方策をフェーズ1の調査結果とあわせて最終的な提言としてとりまとめることを目的として実施したものである。

## 第2章. 海外アンケート調査結果

本フェーズ2調査において実施した海外アンケート調査は、日本の障害者の国際協力事業への参加を促進するために、障害福祉分野における各途上国側の援助ニーズや、障害者受け入れにあたっての制約要因及び必要な方策等を調査することを目的としてJICA事務所が設置されている途上国を中心に、これまでに障害福祉分野における研修員受入れや協力隊の派遣等の実績が多い国を22ヶ国を対象として、障害者施策所管官庁用と民間団体用（官庁以外）の2種類のアンケート調査を実施した。

18ヶ国、73団体の民間障害者団体から回答があり、その活動概要については、多くが、全国的範囲でかつ複数の障害者を対象とした活動を行っていた。また、活動の具体的内容は多様であり、障害者に関する意識啓蒙活動やリハビリテーション・サービスの実施等、多岐にわたった。

また、省庁、民間団体それぞれの障害福祉分野における我が国への援助ニーズ、障害者参加の制約要因等については、我が国との国際協力事業の現状に関しては、これまでに協力実績がまったくない省庁は29.6%と比較的少ないが、民間団体は45.2%と、あまり協力実績がないことがわかった。

しかしながら、今後の日本との協力に関しては、省庁の100%、民間団体の95.9%が協力を希望しており、さらにODAによる協力に限定しても、省庁の96.3%、民間団体の95.9%が協力を希望しており、援助ニーズは非常に高いという結果となった。

なお、障害者同士の協力に関しては、省庁の96.3%、民間団体の94.5%が協力を促進すべきとしており、その理由についても、同じ障害者という立場からお互いの自信を高めることが可能である等の意見が多かった。

また、我が国以外との国際協力活動に関しては、これまでにまったく協力実績がないという回答が省庁の22.2%、民間団体の35.6%を占め、比較的協力実績があるところが多いという結果となった。

国連の障害者に関する活動に関しては、全般的に、省庁による活動は比較的高い割合で行われていたが、民間団体での活動実績は、ほとんど40%を割っていた。中でも、「国連・障害者の十年」での活動実績が最も高かったが、これ以後の活動への参加は、あまり活発ではないという結果であった。

### 第3章. 現地調査概要

本調査研究における現地調査は、我が国の障害者が協力活動に参加するにあたっての途上国の障害者の援助ニーズ、制約要因及び協力の可能性等を具体的に把握することを目的として、平成8年10月から11月にかけて、第2章で述べた海外アンケート調査を補完するためのケース・スタディとして、タイ及びネパールを対象として実施された。

この現地調査は、実際に途上国を訪問して、各委員自身の日で途上国の障害者の現状を把握することが主な目的であった。この点から、障害を持つ2人の委員が参加し、車いすで各機関を訪問したり、手話を使ったコミュニケーションを行う等、相手国との意見交換やプロジェクトの視察を活発に行ったこと自体が非常に有意義な成果であった。

また、JICAにとっても、障害を持つ方を調査団として複数名派遣したことは、初めての経験であり、空港到着時からホテル、各訪問先までの状況について、詳細な事前調査を行い、受入状況を十分に確認するとともに、手話通訳者も併せて派遣した。

さらに、JICAの障害者研修コースに参加した障害を持つ帰国研修員の活躍ぶりやJOCV隊員の現地での活動等を垣間みることができ、両国の障害福祉分野における我が国に対する援助ニーズや期待が非常に大きいことを実感させられた。逆に、障害を持つ調査団員が実際に各機関を訪問したことにより、相手側に与えたインパクトも非常に大きかったと思われる。

本現地調査により、実際に障害者自身がこのような調査に参加し、当事者としての視点を活かしながら協力を行うことの重要性を改めて認識することができたと思われる。障害福祉分野での我が国の協力をより効果的に推進するとともに、協力体制の強化等を図るためにも、今後とも障害者自身が協力活動に参加できるような機会をできるだけ増やす試みが望ましい。

### 第4章. 我が国の障害者の国際協力事業参加推進のための提言

本章は、平成7年度より開始した、調査研究「障害者の国際協力事業への参加」の2年間にわたる検討の結果を最終提言として取りまとめるものであり、フェーズ1調査の提言と基本的に相違する点はなく、フェーズ1調査の提言とフェーズ2調査の結果を総合的に検討し、より実効性の高い詳細かつ具体的な提言としてとりまとめたものである。



### (1) 障害者自身が参加する意義

平成7年度に実施した国内の障害福祉関係機関・団体へのアンケート調査結果やこれまでの我が国の経験、さらには平成8年度に実施した途上国の関係機関・団体に対するアンケート結果からも、障害者自身が国際協力活動に参加していくことの意義としては、次のような点が挙げられる。

- 1) 同じ障害を持つという立場から、途上国の障害者が必要としている援助ニーズを的確に把握することが容易であること。
- 2) 障害者自身が参加することにより、相手側に大きな影響を与え、効果的な協力が可能であること。
- 3) 途上国への協力により、我が国の障害者のエンパワーメント、自己改革、社会参加を推進できること。

また、1993年の国連総会で採択された、「障害者の機会均等化に関する標準規則」の規則21、技術・経済協力の項でも、“障害者を対象として計画されるすべての開発プロジェクトに関して、障害者とその組織が意見を求められることは、非常に重要である。障害者とその組織は、そのようなプロジェクトの開発、実施、評価に直接参加すべきである。”、“障害者の機会均等化を達成するための方策は、2国間、多国間；政府、非政府を問わず、すべての形態の技術・経済協力に含まれるべきである。政府は、相手国との協力に関する協議の場で、障害問題を取り上げるべきである。”との項目があり、障害者が国際協力事業に参加していくことは、国際的な潮流となっている。

### (2) 途上国側の援助ニーズと我が国障害者の協力意向

#### 1) 我が国障害者の協力意向と制約要因

平成7年度に実施したフェーズ1調査において、実施した国内の障害者団体に対するアンケート調査では、今後途上国の障害者に対して国際協力を実施したいと考えている団体が過半数以上であり、国際協力への参加の関心が高いことが明らかになった。

さらに、途上国の障害者に対する協力活動に我が国の障害者自身が参加することについては、「今後より促進すべき」という回答が過半数を占め、「現状のままでよい」及び「促進すべきでない」と回答した団体はわずかであった。また、「今後より促進すべき」と答えた理由としては、「障害者自身が参加することにより、相手側に大きな影響を与え効果的な協力が可能であるため」という意見が最も多く、次いで「途上国への協力により日本の障害者自身のエンパワーメント、自己変革、社会参加を推進できるため」という結果であった。

障害者自身のODAによる国際協力事業への参加に対する関心の有無では、「分からない」と答えた団体が全体の約4割を占め最も多く、次に「参加したい」という団体が全体の約3割強を占めた。このうち現在または過去に国際協力事業を実施している団体や、関心があるので今後実施してみたいと考えている団体も多かったことから、ODAの仕組みや具体的な方針等はよく分からないが、何らかの形でODAによる国際協力事業に参加したいと考えている団体も少なくないことがうかがわれた。

以上の通り、アンケート結果をみる限り、障害者団体・障害者支援団体の多くが何らかの形で国際協力事業に参加したいという意向を持っており、また、障害者自身の国際協力事業への参加についても、今後より促進すべきという意見が過半数を占めたことから、国際協力事業に対する意欲の

大きさが明らかになったといえよう。

## 2) 途上国の障害者の援助ニーズと制約要因

本調査研究で実施した海外アンケート調査及び現地調査より、開発途上国の多くは、限られた予算の中で経済社会開発を進めざるを得ない状況にあり、障害福祉分野への取組みは、未だ立ち遅れていることが明らかになった。特に、障害者施策の基本となるべき障害者に関する統計は、ほとんどの国で整備されておらず、全国的な障害者の現状把握も十分でないことから、現在の途上国における障害者施策は、ごく限られた一部の障害者のみを対象としているものといえよう。

このような中で、アンケート調査及び現地調査で意向を聴取した、障害福祉関連省庁・民間団体の、我が国の援助に対する期待は非常に大きく、上述のとおりアンケート対象省庁の96.3%、民間団体の95.9%が、我が国のODAによる協力を希望する結果となった。

このように、これまでの我が国における障害福祉分野の技術や経験に対する途上国側の期待は非常に高いものであった。特に、医療・職業リハビリテーションに関する技術や、各障害者団体の組織・制度造りを進めるための人材育成への協力について多くの要望が出されており、これらの援助ニーズが非常に大きいことが明らかとなった。

また、障害者同士による協力については、アンケート対象省庁96.3%、民間団体94.5%が障害者同士による協力を促進すべきであるとの回答を寄せており、その理由としては、国内アンケートと同様に、同じ障害を有する障害者が協力を行うことでより効果的な協力が可能であり、さらに、それぞれの障害者の自信を高めることが可能であるとの意見が大半であった。

一方、今後障害福祉分野における協力を進める上での制約要因に関しては、アンケート対象省庁の74.1%、民間団体の57.5%が、困難が予想されるとの回答を寄せたが、逆に、省庁22.2%、民間団体37.0%が困難はないとの回答であり、これらの団体の多くは、協力を実施する場合に、十分時間をかけた事前研修の実施や介助者や必要機材の準備等により、起こりうる問題は克服可能であるとの前向きな意見を表明しており、今後の我が国の協力にあたって、力強い示唆となりうると考えられる。

以上より、今後の協力を進める上でさまざまな困難も予想されるが、障害福祉分野における途上国側の援助ニーズは非常に高いことから、我が国の障害者自身が障害福祉分野の協力へ参画していく意義は大きく、また、他の協力にもまして入念な事前準備や細かい配慮を行うことにより、困難の解決も可能であるといえる。

## (3) 障害者の参加可能性

我が国の障害者の多くは、会社員、学生、主婦等として社会に参加し、地域社会で自立した生活を営んでおり、施設や病院に入所・入院している人は、全体の1割程度にすぎない。従って、それぞれの専門領域について知識と技能を持っている多くの障害者は、国際協力事業に参加し、貢献することは十分に可能である。

しかしながら、障害者はさまざまな場合において困難に直面する場合があります、日常生活のさまざまな場面で手引き歩行や手話通訳者の配置等、特別の配慮が必要であることも事実である。

それと同時に、それぞれの障害者が直面する困難な領域は、当事者である障害者が最もよく理解し、それを解決する技術を蓄積している分野でもある。例えば、我が国の障害者団体は、近年、点

字印刷技術者の養成や、点字図書の普及、点字図書館の建設を支援する運動や途上国の聴覚障害者のコミュニケーション上の困難を軽減するために、手話の普及や制度化、手話通訳者の養成等についての国際的な支援を展開している。

今後は、我が国でも普及してきているテレビ番組やビデオカセットへの字幕や手話通訳の挿入技術についての国際的な協力支援や肢体不自由者のための、建物や公共交通機関のアクセスについての国際協力が可能であるし、特別な知識がなくても、当事者として助言や意見を述べることはできる。また、知的障害者や精神障害者も自らの体験に基づいて福祉施策について要望を述べ、途上国の障害者福祉のより良い発展に向けて国際協力を行い、貢献をすることは可能である。

さらに、これら障害分野の国際協力が当該国の障害者団体との連携で進められるならば、それぞれの国で蓄積されてきた成果を活用し、障害者の要望を反映した実りある国際協力となると思われる。

#### (4) 参加の方向性

以上より、我が国の障害者が途上国の障害者に対して協力を行うことは、同じ障害を有するという立場から彼らが必要としている援助ニーズを的確に把握することが可能であること、さらに、障害者自身による協力活動そのものが、途上国の障害者の生活様式や生き方に参考となる具体例ともなりうるものであることから、非常に大きな協力効果を期待できる。

また、途上国側の要望としても、同じ障害を有する立場として障害者同士の協力の重要性が指摘されている。このため、我が国の障害者が国際協力事業に参加するにあたっては、当面同じ経験を有する途上国の障害者に対する協力活動への参加を推進していくことを目指すべきである。このような参加の機会を増やしていくことにより、障害者が国際協力事業に参加していく基盤を固めていくことが可能となろう。

しかしながら、これは、その他の分野への協力に障害者が参加することを対象外とするものではなく、必要かつ可能と考えられる場合には、積極的にその他の分野への参加を検討していくべきである。特に、長期的には、その他の分野への協力への参加を視野に入れ、検討を進めるべきである。

#### (5) 障害者の参加にあたっての重点分野

障害者対障害者の協力を実施する場合には、途上国側の援助ニーズが高くかつ我が国障害者側の協力ポテンシャルが大きく、協力にあたって大きな効果が期待できる分野を重点的に実施すべきである。このため、具体的に着手すべき重点分野をこれまでの調査の分析結果を踏まえ、①途上国側の援助ニーズと我が国の障害者側が提供しうる、または参加を希望する援助内容として、共有可能な分野であること、②国連ESCAP決議「アジア・太平洋障害者の十年」の目的を達成するための「行動課題」と、日本国内における障害者施策の指針である、「障害者対策に関する新長期計画」を視野に入れつつも、より具体的かつ重点的に当面着手すべき分野であること、③我が国の障害者自身が、専門家や調査団等で途上国に派遣される場合と、研修員受け入れ等の日本国内での協力事業に参加する場合のどちらの場合にも適用できるものであること、④重点分野に挙げた8項目の扱いに優先順位はつけないこと、という4点より、下記の8項目を設定した。

- 1) 障害者に関する啓発、広報等のための協力
- 2) コミュニケーション手段と移動・情報へのアクセシビリティ確立のための協力
- 3) 情報の交換、収集と利用のための協力
- 4) 障害者の職業機会拡大のための協力
- 5) 途上国の障害者団体の組織化及び運営のための協力
- 6) 障害者のスポーツ、レクリエーション、文化活動のための協力
- 7) 福祉機器の紹介と導入のための協力
- 8) その他

#### (6) 重点分野を中心とした参加推進のための方策

上記のような重点分野において、実際に障害者自身が参加していくためには、今後、途上国の障害者に対する協力拡充を図りつつ、障害者の参加のための種々の具体策について早急に取り組んでいく必要がある。このため、参加推進のための方策として以下の7点を取りまとめた。

なお、本項で提示している方策は、フェーズ1調査で提示した方策についてフェーズ2調査での検討の結果を踏まえ、下記のとおり補足・修正したものであり、これらの内容は、基本的にはフェーズ1調査の提言と相違はないが、途上国側のニーズを把握したことにより、より具体的な内容となっている。

- 1) 途上国の障害者に対する協力事業の拡充及び基本的考え方の策定
- 2) ODA実施機関における障害福祉分野のとりまとめ体制の確立
- 3) ODA関係機関スタッフの障害者に対する理解促進
- 4) 途上国の障害者に関する基礎的情報の整備
- 5) 途上国の障害者への協力のためのアドバイザー・グループの設置
- 6) 途上国の障害者に対する協力事業に関する情報交換体制の確立
- 7) 障害者の参加を配慮した既存事業の実施

#### (7) 障害者の参加推進のための留意点

障害者の国際協力活動への参加にあたっては、さまざまな細かい配慮が必要であり、特に、途上国へ人材を派遣する場合には、安全面の確保にもいっそう留意する必要がある。

本項では、フェーズ1調査からの2年間の検討の結果を踏まえ、今後のODA事業に障害者の参加を促進していくために必要な、参加推進のために最低限配慮すべきと思われる4点を、留意点としてまとめた。

なお、本項で提示している留意点は、フェーズ1調査で提示した留意点についてフェーズ2調査での検討の結果を踏まえ、下記のとおり補足・修正したものであり、これらの内容は、基本的にはフェーズ1調査の提言と相違はなく、途上国側のニーズを把握したことにより、内容を再検討し、一部は方策の項の中に組み込んだ内容としている。

- 1) 研修センター等の施設整備
- 2) 現地状況についての詳細な事前調査の実施

3) ASEAN諸国等を中心とした国でのパイロット・プロジェクト的事業の開始

4) 女性障害者への配慮

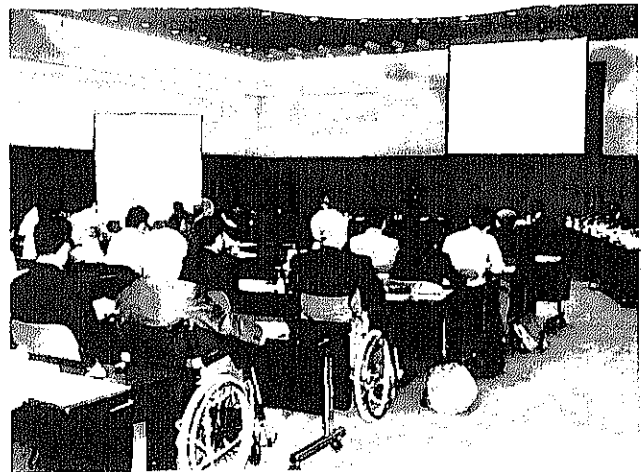




96年10月～11月の現地調査（タイ）



96年10月～11月の現地調査（ネパール）



97年5月の国内セミナー





## 1. 本調査研究の概要

## (1) 本調査研究の背景及び目的

「国連・障害者の十年」（1983-1992）や「アジア・太平洋障害者の十年」（1993-2002）等、障害者施策推進の世界的潮流の中で、我が国においても、「障害者対策に関する長期計画」（1982年）や「障害者対策に関する新長期計画」（1992年）（以下、新長期計画とする）等において障害者施策の基本的方向や具体的方策が取りまとめられた。新長期計画においては、重点分野として国際協力が取り上げられており、障害者団体間の交流や、途上国への技術提供、政策面での情報交換等による国際協力の推進が謳われている。

このような状況に鑑み、我が国が実施するODA事業においても、今後一層障害者の参加を促進するための方策を検討することを目的として、平成7年度に本調査研究のフェーズ1調査を実施した。フェーズ1調査においては、国内の障害者関連団体に対するアンケート調査等により、我が国の障害者自身が国際協力事業に参加するための意向や制約要因等について現状を分析し、我が国の障害者の参加を推進すべきであるとの中間提言をとりまとめた。この提言においては、基本的に、我が国の障害者は、同じ経験を有する途上国の障害者に対する協力活動への参加を推進すべきであるという方向性をとりまとめた。さらに、参加推進のための方策として、途上国の障害者に対する協力事業の基本的考え方の策定等7点を、参加推進のための留意点として、計4点をとりまとめた。

本フェーズ2調査においては、フェーズ1調査における提言を踏まえ、途上国の障害者の現状、障害者施策にかかる実施体制及び援助ニーズ等を分析し、我が国の障害者が実際に我が国ODAによる国際協力事業に参加するための方策をフェーズ1の調査結果とあわせて最終的な提言としてとりまとめることを目的として実施した。

## (2) 調査研究の範囲と内容

本フェーズ2調査においては、現地調査及び在外事務所を通じた途上国の障害者関係機関に対する海外アンケート調査、並びにこれを補完するための現地調査を実施することにより、途上国の障害者の現状、障害者施策の実施体制及び援助ニーズ等を分析し、本検討委員会における検討を経て、我が国の障害者が国際協力事業に参加していくための方策を最終的にとりまとめた。

なお、フェーズ1調査とフェーズ2調査の範囲と内容は、表1-1のとおりである。

表1-1 フェーズ1調査とフェーズ2調査の範囲と内容

	フェーズ1調査	フェーズ2調査
調査の範囲	国内の障害者団体を対象とした、我が国の国際協力事業への参加意向確認	途上国の障害者関連省庁・団体を対象とした、我が国の国際協力事業への意向確認
調査の内容	国内アンケート調査	海外アンケート調査 タイ、ネパールへの現地調査

### (3) 調査研究の実施体制

本調査研究の検討にあたっては、フェーズ1調査に引き続き、外部有識者からなる検討委員会を設置し検討を行った。検討委員会のメンバー、関係省庁、事務局の一覧は、表1-2の通りである。

表1-2 関係者一覧

1. 検討委員会メンバー			
分野	氏名	所属	備考
座長 (医療)	初山 泰弘	国立身体障害者リハビリテーションセンター総長	
国際協力	岩波 和俊	国際協力事業団国際協力総合研修所 所長	事務局兼務
国際協力	上野 悦子	(財)日本障害者リハビリテーション協会 国際部国際課長	
法制度	植村 英晴	国立身体障害者リハビリテーションセンター 管理部企画課国際協力官	
障害者福祉	大槻 芳子	全日本ろうあ連盟本部事務所 所長	
国際福祉	小林 明子	中部学院大学 助教授	JOCV・OG
社会	佐藤 久夫	日本社会事業大学社会事業研究所長	
障害者福祉	田中 徹二	(社福)日本点字図書館 館長	
障害者福祉	成瀬 正次	日本障害者協議会 国際関係担当理事	
国際協力	松井 亮輔	日本障害者雇用促進協会 審議役(国際担当)	

(敬称略、座長以外は五十音順)

#### 2. JICA関係各部

企画部企画課  
 研修事業部管理課  
 派遣事業部派遣一課  
 社会開発協力部計画課  
 医療協力部計画課  
 青年海外協力隊事務局国内一課  
 東京国際研修センター研修一課

#### 3. 事務局

国際協力総合研修所所長／岩波和俊(委員兼務)  
 国際協力総合研修所調査研究課課長／隆杉実夫  
 国際協力総合研修所調査研究課課長代理／北林春美  
 国際協力総合研修所調査研究課／植村吏香  
 日本国際協力センター研究員／下村理恵

#### (4) 検討委員会における主要議題

本調査研究は、平成8年5月より、平成9年3月まで、計8回の検討結果を取りまとめたものであり、毎回の主要議題及び発表者は、表1-3の通りである。

表1-3 検討会における主要議題

回数	日程	主要議題	発表者
第1回	平成8年5月28日(火)	1. 第1フェーズ報告書(案)のレビュー	事務局
		2. 本調査研究の背景及び進め方について	事務局
		3. 国内セミナーについて	事務局
第2回	平成8年8月2日(金)	1. 国内セミナー結果報告について	事務局
		2. 海外アンケート調査について	事務局
		3. 現地調査について	事務局
第3回	平成8年9月6日(金)	1. 報告書修正案について	事務局
		2. 海外アンケート調査について	事務局
		3. 現地調査について	事務局
第4回	平成8年10月9日(水)	1. 海外アンケート調査について	事務局
		2. 現地調査日程及び調査事項について	事務局
		3. 第2フェーズ報告書目次案について	事務局
第5回	平成8年12月18日(水)	1. 海外アンケート調査中間報告について	事務局
		2. 現地調査報告について	松井委員、成瀬委員、大槻委員、小林委員、岩波委員
		3. 第2フェーズ報告書目次案について	事務局
第6回	平成9年2月5日(水)	1. 報告書骨子(案)について	各委員
		2. アンケート調査結果中間報告について	事務局
第7回	平成9年3月11日(火)	1. アンケート最終結果について	事務局
		2. 報告書提言(案)について	各委員
第8回	平成9年3月24日(月)	1. 報告書最終検討について	各委員

## 2. 海外アンケート調査結果

## (1) 海外アンケート調査実施概要

### 1) 目的

今回の海外アンケート調査は、日本の障害者の国際協力事業への参加を促進するために、障害福祉分野における各途上国側の援助ニーズや、障害者受け入れにあたっての制約要因及び必要な方策等を調査することを目的としたものである。このため、各国の国レベルでの障害者施策や我が国援助への期待とともに、民間レベルでの援助ニーズ及び障害者参加についての意向を確認することが望ましいと考えられるため、障害者施策所管官庁用と民間団体用（官庁以外）の2種類のアンケート調査を実施した。

### 2) 調査対象国（表2-1.参照）

JICA事務所が設置されている途上国を中心として、これまでに障害福祉分野における研修員受け入れや協力隊の派遣等の実績が多い国を22ヶ国を対象とした。

なお、今後の協力にあたっては、まずアジア地域が中心となると想定されることから、地域的配分についてはアジアを10ヶ国とし、その他地域（アフリカ、中近東、中南米、大洋州）から各々地域的に偏らないよう、協力の可能性も考慮して、アフリカ3ヶ国、中近東2ヶ国、中南米3ヶ国、大洋州2ヶ国を選定した。

なお、現地調査対象国（タイ、ネパール）についても、現地調査による具体的な援助ニーズ調査と並行して、アンケート調査を実施した。

### 3) アンケート対象機関及び実施方法

これまでに障害福祉分野で受け入れた研修員の所属先、及び同分野でこれまで派遣した協力隊員の所属機関、さらに、各委員からの情報を取り入れて送付先（案）をとりまとめ、最終的には、各国のJICA事務所、JOCV調整員事務所を通じて送付し、回収も事務所を通じて実施した。

なお、協力隊員の派遣先は、管轄官庁のある公的機関が多いが、中央省庁以外の機関に配属されているものについては、民間団体用アンケートの送付先として分類した。

また、韓国については、JICA事務所がないため、日本障害者リハビリテーション協会の協力を得て、民間団体用アンケートを実施した<sup>41)</sup>。

### 4) 実施スケジュール

- ・平成8年10月中旬           ：各事務所あて発送
- ・平成8年10月～11月25日   ：各事務所においてアンケート実施
- ・平成8年11月～平成9年2月：集計、分析

### 5) 集計

全22ヶ国から、省庁用14ヶ国、27機関、民間用18ヶ国、73団体からの回答があった。アンケート回答先の国別内訳は表2-1. のとおり、地域別内訳は図2-1. のとおりである。

また、回答機関リストは、省庁用が表2-1. のとおり、民間用が表2-2. のとおりである。

<sup>41)</sup> 結果として、韓国からの回答はなかった。

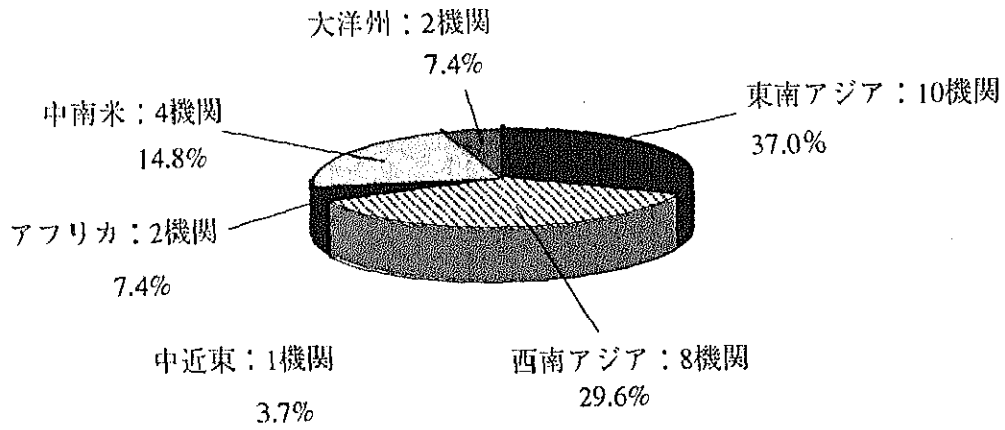
なお、実際のアンケート回答率は、省庁用45.8%、民間用51.0%、全体で49.5%であった。

表2-1 各国別アンケート集計結果

地域	国名	送付機関・団体数			回答機関・団体数		
		省庁	民間	計	省庁	民間	計
東アジア	中国	1	7	8	0	2	2
東南アジア	インドネシア	5	13	18	6	8	14
	シンガポール	5	13	18	0	2	2
	タイ	2	18	20	4	5	9
	フィリピン	2	10	12	0	1	1
	マレーシア	14	11	25	0	2	2
西南アジア	スリ・ランカ	4	4	8	1	4	5
	ネパール	2	11	13	1	11	12
	パキスタン	1	6	7	2	4	6
	バングラデシュ	3	4	7	4	0	4
中近東	ジョルダン	3	4	7	1	3	4
	シリア	1	3	4	0	0	0
アフリカ	ザンビア	4	6	10	1	3	4
	タンザニア	1	5	6	1	5	6
	マラウイ	1	3	4	0	0	0
中南米	コスタ・リカ	2	8	10	1	4	5
	パラグアイ	3	1	4	2	1	3
	ドミニカ共和国	1	8	9	0	7	7
	ホンデュラス	1	4	5	1	4	5
大洋州	ソロモン諸島	1	3	4	1	3	4
	フィジー	2	1	3	1	4	5
合計		59	143	202	27	73	100

図2-1.アンケート回答先地域別内訳

《省庁関連機関：14ヶ国、27機関》



《民間団体：18ヶ国、73団体》

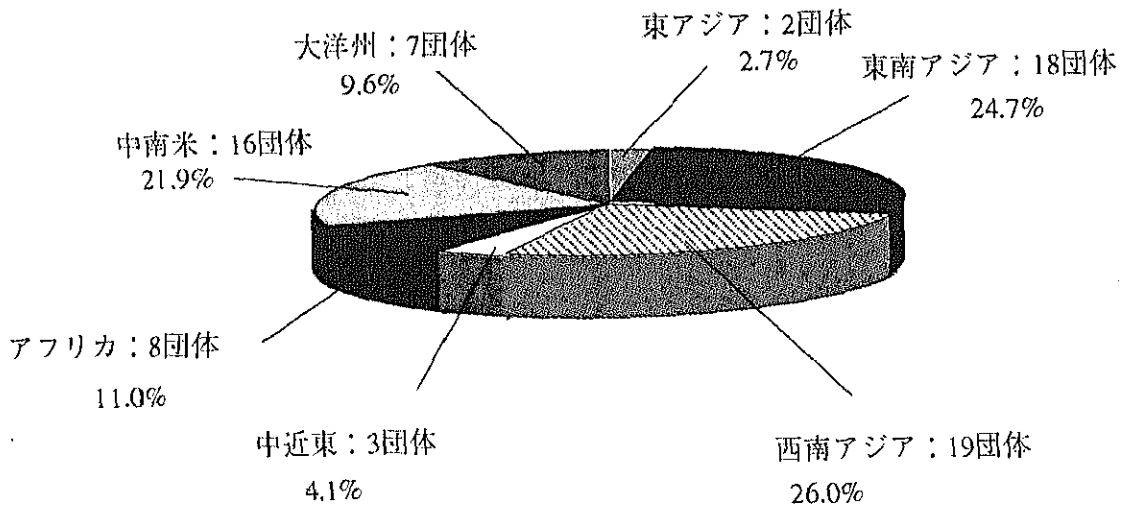




表2-2 省庁用アンケート回答機関リスト

地域	国名	機関名
1 東南アジア	インドネシア	Sub Dit Rehabilitation of Mentally Retarded
2 東南アジア	インドネシア	Sub Directorate for Rehabilitation of the Deaf and Mute
3 東南アジア	インドネシア	Sub Directorate for Rehabilitation of the Visually Impaired
4 東南アジア	インドネシア	Sub Directorate for Rehabilitation for Physically Disabled
5 東南アジア	インドネシア	Rehabilitation Center for Phisically Disabled "WIRAJAYA"
6 東南アジア	インドネシア	Rehabilitation Center for Mentally Retardation Institution of Ciuingwanara
7 東南アジア	タイ	Lopburi Special Education School
8 東南アジア	タイ	Industrial Rehabilitation Centre (IRC)
9 東南アジア	タイ	Lerdsin Hospital
10 東南アジア	タイ	Soi Bamrasnaradoon Hospital
11 西南アジア	スリランカ	Ministry of Social Welfare Dept. of Social Services
12 西南アジア	ネパール	Ministry of Women and Social Welfare
13 西南アジア	パキスタン	Ministry of Health Special Education and Social Welfare
14 西南アジア	パキスタン	National Council for the Rehabilitation of Disabled Persons
15 西南アジア	バングラデシュ	Ministry of Social Service Dept. of Social Service
16 西南アジア	バングラデシュ	Employment Rehabilitation Center for the Physically Handicapped Dept. of Social Service
17 西南アジア	バングラデシュ	Ministry of Social Welfare Dept. of Social Service
18 西南アジア	バングラデシュ	Ministry of Social Welfare Dept. of Social Service
19 中近東	ジョルダン	Ministry of Social Development Korak Center for Care and Rehabilitation
20 アフリカ	ザンビア	National Vocational Rehabilitation Centre
21 アフリカ	タンザニア	Labour and Youth Development Dept. of Social Welfare

表2-2 省庁用アンケート回答機関リスト

地域	国名	機関名
22 中南米	コスタリカ	Consejo Nacional de Rehabilitacion y Educacion Especial
23 中南米	パラグアイ	Ministerio de Educacion y Culto Educacion Especial
24 中南米	パラグアイ	IMPRO
25 中南米	ホンデュラス	Ministerio de Trabajo y Prevision Social Direccion General de Empleo
26 大洋州	ソロモン	Social Welfare Division
27 大洋州	フィジー	Ministry of Education Special Education Unit

表2-3 民間団体用アンケート回答先リスト

地域	国名	団体名
1 東アジア	中国	China Disabled Persons's Federation (CDPF)
2 東アジア	中国	Guangdong Provincial Disabled Persons Federation
3 東南アジア	インドネシア	DRA.TITIN SURYATININGSIH
4 東南アジア	インドネシア	LUTFIAH BA FAGIH SH
5 東南アジア	インドネシア	Panti Sosial Bina Daksa Budi Perkasa Palembang
6 東南アジア	インドネシア	PSDB SATRIA UTAMA
7 東南アジア	インドネシア	Balai Penerbitan Breille Indonesia (BPBI) ABIYOSO
8 東南アジア	インドネシア	Panti Sosial Bina Nbra (PSBN) "Wisma Tan Miyat"
9 東南アジア	インドネシア	Panti Sosial Bina Netra Wyata Guna
10 東南アジア	インドネシア	Panti Sosial Bina Grahita Nipotowe Palu
11 東南アジア	シンガポール	Koh Poh Meng Patrick
12 東南アジア	シンガポール	National Council of Social Service
13 東南アジア	タイ	Kavila Anukul School
14 東南アジア	タイ	The National Association of the Deaf in Thailand
15 東南アジア	タイ	The Christian Foundation for the Blind in Thailand (CFBT)
16 東南アジア	タイ	Central Hospital, Physical Medicine Div.,
17 東南アジア	タイ	Kururatrungsarit School
18 東南アジア	フィリピン	NEG. OCC. REHABILITATION FOUNDATION, INC.
19 東南アジア	マレーシア	Malaysian Association for the Blind
20 東南アジア	マレーシア	National Library of Malaysia
21 西南アジア	スリランカ	Vocational Training Center

表2-3 民間団体用アンケート回答先リスト

地域	国名	団体名	地域	国名	団体名		
22	西南アジア	スリランカ	Prithipura Infant Home	43	アフリカ	ザンビア	Zambia Council for the Handicapped
23	西南アジア	スリランカ	National Federation of sports for the Disabled	44	アフリカ	ザンビア	St. Mulumba School
24	西南アジア	スリランカ	Navajeevana	45	アフリカ	ザンビア	Cheshire Homes Society of Zambia
25	西南アジア	ネパール	National Federation of the Disabled - Nepal (NFD)	46	アフリカ	タンザニア	Tanzania Albinos Society
26	西南アジア	ネパール	Association for the Welfare of Mentally Retarded (AWMR)	47	アフリカ	タンザニア	Tanzania League of The Blind
27	西南アジア	ネパール	Nepal Ear Foundation (NEF)	48	アフリカ	タンザニア	Tanzania Association of The Deaf
28	西南アジア	ネパール	National Association of the Deaf and Hard of Hearing (NADH)	49	アフリカ	タンザニア	Tanzania Association for Mentally Handicapped (TAMH)
29	西南アジア	ネパール	Nepal Braille Foundation	50	アフリカ	タンザニア	Tanzania Association of The Disabled (Chawata)
30	西南アジア	ネパール	Nepal Association for the Welfare of the Blind	51	中南米	コスタリカ	Centro de Atencion Integral
31	西南アジア	ネパール	Nepal Association of the Blind	52	中南米	コスタリカ	Aprodisa
32	西南アジア	ネパール	Nepal Disabled Association	53	中南米	コスタリカ	Asociacion Pro/Ninos con Paralisis Cerebral
33	西南アジア	ネパール	Welfare Society for the Hearing Impaired (WSHI)	54	中南米	コスタリカ	Asociacion Semilla de Amor
34	西南アジア	ネパール	Kathmandu Association of the Deaf	55	中南米	ドミニカ	Patronato Cibao de Rehabilitacion, Inc.
35	西南アジア	ネパール	Nepal Laryngectomee's Association	56	中南米	ドミニカ	Patronato Nacional de Ciegos, Inc.
36	西南アジア	パキスタン	Abida Shaikh	57	中南米	ドミニカ	Educacion Especial Padres 2. Quinn
37	西南アジア	パキスタン	Pakistan Laryngectomees Club	58	中南米	ドミニカ	Hog. de Guarda y Adop. Vida y Esperanza
38	西南アジア	パキスタン	Parent Teachers Association (PTA) F.G Spl. Edu. School for HIC, Islamabad	59	中南米	ドミニカ	Escuela Nacional de Sordomudos
39	西南アジア	パキスタン	Sir Cowasji Jehangir Institute of Psychiatry	60	中南米	ドミニカ	Asociacion Dominicana de Rehabilitacion
40	中近東	ジョルダン	Disabled People Relief Society	61	中南米	ドミニカ	Educacion Especial Padre Luis Quinn
41	中近東	ジョルダン	Young Muslim Women's Association Centre for Special Education	62	中南米	パラグアイ	Escuela Especial No2. "John F. Kennedy"
42	中近東	ジョルダン	Young Muslim Women's Association	63	中南米	ホンデュラス	Servicio de Medicina Fisica y Rehabilitacion, Hospital

表2-3 民間団体用アンケート回答先リスト

表2-3 民間団体用アンケート回答先リスト

地域	国名	団体名
64 中南米	ホンデュラス	Instituto Psicopedagogico Juan Leclerc
65 中南米	ホンデュラス	Instituto Sampedrano de Educacion Especial (ISEE)
66 中南米	ホンデュラス	Centro de Capacitacion Especial
67 大洋州	ソロモン	Red Cross Handicapped Children's Center
68 大洋州	ソロモン	Disabled Persons Rehabilitation Association
69 大洋州	ソロモン	DISABLED PERSONS REHABILITATION
70 大洋州	フィジー	Fiji National Council for Disabled Persons
71 大洋州	フィジー	Fiji Society for The Blind
72 大洋州	フィジー	Fiji Crippled Children Society Suva Branch
73 大洋州	フィジー	Suva Society The Intellectually Handicapped

## (2) 途上国の障害者関連省庁・機関の概要

省庁用アンケート調査で回答のあった全14ヶ国、27機関の内、本項においては、省庁用アンケートⅠより、各国別の障害者関連施策及び障害種別人数等についてのアンケート結果をとりまとめる。なお、いくつかの国についてはこの部分を全く回答していないため、回答がある国のみとりまとめた。

各国別のアンケート回答状況は、次ページ以降のとおりであるが、各国とも、障害者のための政策や国家開発計画における障害者施策等は策定しているが、具体的な行動計画を策定している国はほとんどない。また、ほとんどの国で、障害者施策は全般的な社会福祉事業の一環として実施されており、障害者施策のための予算額も社会福祉予算の一部として限られたものとなっている。

さらに、障害者数の統計については、インドネシアを除いて、自国での詳細な調査を実施した経験がなく、WHOの推計値を利用したり、障害児教育のための特殊学校在籍者数を把握しているのみである。今回、アンケートの回答を寄せたほとんどの国において、障害者施策を策定するにあたって最も必要となる、基本的な統計数値が整備されていないという現状が明らかになった。

A. 東南アジア地域

a. インドネシア

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体・精神上にハンディキャップを有するために、生活やその他の活動に困難をもっている人々。
障害者施策の概要	1. CBRサービスの推進 2. リハビリテーション・センターが不足している地域への障害者社会福祉の推進 3. 民間のリハビリテーション・センター設置の促進 4. 社会リハビリテーションの質の向上 5. リハビリテーション・センター及び人員の質の向上 6. 政府内の社会福祉組織の調整促進 等
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	「社会サービスは、主に、弱者、子供、老人、障害者等を対象として実施される」(National Stage Policy 1993)
障害者施策のための予算額他	全体予算14,098,377,000ルピーの内、障害者関連予算2,746,205,000ルピー(全体予算の19.5%、1996年)

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数(人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	1,659,769	自分自身の身体の構造や機能に何らかの問題があるために、日常生活の動作に困難を生じる人。	-	インドネシア人全体の0.85%
視覚障害者	1,613,898	1メートル先の指の数が自分の目で数えることができない人。	-	インドネシア人全体の0.9%
聴覚障害者	605,342	会話ための機能や聴覚に障害を有しているために、コミュニケーションに困難を生じる人。	-	インドネシア人全体の0.31%
知的障害者	781,088	同年齢の人と比較して、精神状態や成長が遅れている人。	-	インドネシア人全体の0.4%
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	-	-	-	-

b. シンガポール

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体的・精神的・知的・知覚的な損傷により、教育、訓練、就職、余暇活動等において、コミュニティーのメンバーとしての活動に困難を有する人々。 (Advisory Council on the Disabled 1988, Report of the Advisory Council on the Disabled: Opportunities for the Disabled.)
障害者施策の概要	障害者を社会活動に完全参加及び統合するために各種の開発・支援活動を行う。このためには、障害者、コミュニティー、ボランティア組織、政府間のパートナーシップを重視する。(National Council of Social Services, Disabled Services Department 1996)
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	他の関連政府省庁と連携し、NCSSは、障害者の教育機会や各種のアクセスを向上するための活動を実施している。
障害者施策のための予算額他	NCSSの総予算額37,143,500シンガポールドルの内、障害者施策に24,057,200シンガポールドルが当てられている。(全体の65%)

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数(人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	-	-	-	-
視覚障害者	-	-	-	-
聴覚障害者	-	-	-	-
知的障害者	-	-	-	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	12,379	-	National Council of Social Services, Disabled Services Department(1996)	19の民間組織及びNCSSからの資金援助を受けている人々。

c. タイ

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、Ministerial Regulationsに規定されているとおり、身体的・精神的・知的に障害または損傷を有している人々。
障害者施策の概要	1991年に、政府は、障害者リハビリテーション委員会（The Committee for the Rehabilitation of Disabled Persons）を設置し、同委員会が障害者施策の中心的な役割を担っている。
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	障害者施策の主眼は、医療、教育、社会活動、職業訓練等の手段を通じて、障害者が他の人々と同様の生活を送れるように、障害者の能力や可能性を開拓することにある。
障害者施策のための予算額他	1994年：286,920パーツ（全体予算の約4%） 1995年：212,500パーツ（全体予算の約8.25%） 1996年：384,000パーツ

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数（人）	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	-	-	-	-
視覚障害者	-	-	-	-
聴覚障害者	-	-	-	-
知的障害者	-	-	-	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	1,01,300	-	The National Statistics Bureau, 1994	-

注：予算および障害者数の単位が違う可能性がある。



B. 西南アジア地域

a. スリランカ

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体的・精神的な機能に問題があるために、自分自身が生活する上で、生活やその他の活動に困難を持っている人々。
障害者施策の概要	・ 障害の予防及び早期発見のための効果的な手段の適用 ・ 社会生活、開発における障害者の完全参加という目標の達成、等
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	-
障害者施策のための予算額他	省庁における予算：56.7 million Rs.

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数(人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	-	-	-	-
視覚障害者	-	-	-	-
聴覚障害者	-	-	-	-
知的障害者	-	-	-	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	約900,000	-	-	-

b. ネパール

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体・精神上にハンディキャップを有するために、生活やその他の活動に困難をもっている人々。
障害者施策の概要	社会福祉の一環として、障害者のメインストリーミングを推進する。
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	NGOやコミュニティーの活発な参加をもとに、障害者のための各種の福祉サービスを推進する。さらに、障害者の経済活動参加を促進し、生活水準の向上を図る。
障害者施策のための予算額他	全体予算の約1%強

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数 (人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	-	-	-	-
視覚障害者	-	-	-	-
聴覚障害者	-	-	-	-
知的障害者	-	-	-	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	約2.4 million	-	-	-

c. パキスタン

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体的・精神的、情緒的な機能にハンディキャップを有するために、生活やその他の活動に困難をもっている人々。
障害者施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者／障害児の障害の程度の確認、診断、登録</li> <li>・政府、民間の区別ない、障害者／障害児の教育、訓練、リハビリテーションの推進</li> <li>・全てのリソースを活用した、障害者の精神的、社会的、経済的な状況の改善</li> <li>・国内及び国際的な情報やリソースの調整及び交換</li> <li>・障害者の権利擁護のための司法的手段の確立</li> <li>・薬物乱用等の社会悪の撲滅 等</li> </ul>
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	-
障害者施策のための予算額他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常予算：106,967 million (1996-97)</li> <li>・開発予算： 58,100 million (1996-97)</li> </ul>

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数(人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	700	重度～軽度障害者	リハビリテーションのための教育訓練機関に在籍している人数のみ。	-
視覚障害者	580	重度～軽度障害者	〃	-
聴覚障害者	650	重度～軽度障害者	〃	-
知的障害者	600	重度～軽度障害者	〃	-
精神障害者	400	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	人口の約7～8% (1996年)	-	-	-

d. バングラデシュ

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、感覚における障害（視覚、聴覚等）、精神遅滞、学習困難、身体機能的障害、感情及び行動における混乱等を有する人々。
障害者施策の概要	1993年に、障害者のための行動計画（ドラフト）を策定した。また、1997年からの障害者国家政策（Special Act on Right, Equal Opportunity and Equal Participation of the Disabled People）のドラフトを策定した。
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	・ 障害児のための無償教育や住居提供の促進
障害者施策のための予算額他	約25,000,000 Tk. (1995-1996年)

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数（人）	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	2 million	手、脚等に障害を有する人々	-	-
視覚障害者	2 million (1 million が全盲、 1 million がその他)	完全もしくは部分的に、視力に障害を有する人々	-	-
聴覚障害者	0.5 million	聞くこと、及び話すことに障害を有する人々	-	-
知的障害者	0.5 million	精神的に健全な成長ができなかった人々	-	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	約12,000,000	-	WHOの推計による	1995年のデータ

C. アフリカ地域

a. タンザニア

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体的もしくは精神的な機能が著しく損傷しているために、生活やその他の活動に困難を持っている人々。
障害者施策の概要	コミュニティーを活用した、障害者への直接的な福祉サービスの実施
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	-
障害者施策のための予算額他	省庁レベルの予算 ・1992/93年：375,122,005 タンザニアシリング ・1993/94年：375,122,005 タンザニアシリング ・1994/95年：142,832,000 タンザニアシリング

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数 (人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	629,600 (全人口の2.8%)	-	WHOの推計による	-
視覚障害者	607,120 (全人口の2.7%)	-	〃	-
聴覚障害者	449,720 (全人口の2.0%)	-	〃	-
知的障害者	89,940 (全人口の0.4%)	-	〃	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	472,220 (全人口の2.1%)	-	-	-
計	2,248,600	-	-	1989年のデータ

D. 中南米地域

a. コスタリカ

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体、知能、あるいは知覚障害が原因で、自分または周囲のために一つもしくはそれ以上の基礎的な活動ができない人を意味する。
障害者施策の概要	標準化及び統合化の原則に係る機会の平等と均等。必要に応じた特殊サービスの提供等。
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	障害者への対応は、国家開発計画においても考慮すべき重要な課題として位置付けられている。
障害者施策のための予算額他	当省全体で、年間175万ドルの予算が割り当てられている。

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数 (人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	60,484	-	-	-
視覚障害者	99,826	-	-	-
聴覚障害者	23,600	-	-	-
知的障害者	33,023	-	-	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	34,009	-	-	-
計	250,942	-	多目的の全国家族調査	-

b. パラグアイ

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、自立性や学習・労働能力に支障をきたすような先天性あるいは後天性の知的、身体的障害を持つ人を意味する。
障害者施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を持つ小児及び青年を優先する。</li> <li>・福祉機関の強化を図る。</li> <li>・全国での事業の拡充を図る。</li> <li>・福祉施設の増加を図る。</li> <li>・障害者を訓練し就職を促進する。</li> <li>・総合的な社会参加を目指した啓蒙活動を展開する。</li> </ul>
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の社会活動計画第9項には、障害者への対応を優先事項、特別事項とすることが定められている。</li> <li>・社会開発計画では、障害者は弱者であり、特別な対応を必要としていると定められている。</li> </ul>
障害者施策のための予算額他	1996年における当機関の予算は、教育省予算の0.97%であった。

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数 (人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	(4%)	運動神経麻痺	国立身体障害者リハビリ保護院、視覚障害者協会、聴覚障害者協会	-
視覚障害者	(1.5%)	盲目、白内障	〃	-
聴覚障害者	(3%)	ろう、難聴	〃	-
知的障害者	(1.5%)	ダウン症、甲状腺低下症	〃	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	-	-	-	-

c. ホンデュラス

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、身体、知覚あるいは知的機能の欠乏または喪失により、身体、視覚または知的障害をもつ人々。
障害者施策の概要	障害者施策は、保健省、教育省及び労働社会福祉省の管轄となっている。INFOP等の職業訓練組織と雇用局は、計画省に対し、本分野の業務を全国的な社会政策の中に取り込むよう提案をしている。
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	政令に基づく雇用促進法や、雇用促進における税制上の平等に関する法律等、労働に関連する各種計画、プロジェクトは存在するものの、保健、教育等の分野を統合するようリハビリテーションに関する基本政策はない。
障害者施策のための予算額他	労働省雇用局予算は1,004,280レンピラであり、各種活動に割り当てられている。但し、障害者のみを対象とした予算項目は定められていない。

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数 (人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	-	-	-	-
視覚障害者	-	-	-	-
聴覚障害者	-	-	-	-
知的障害者	-	-	-	-
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	全人口560万人の10%	-	WHOの推計による	-



E. 大洋州地域

a. フィジー

(a) 障害者施策の概要

障害者の定義	障害者とは、障害による能力の制限や欠如のために、生活やその他の活動に困難を持っている人々。
障害者施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者のための法律が国会を通過した。</li> <li>・障害者施策について、首相及び内閣に助言する機関が設立された。</li> </ul>
国家開発計画における障害者施策の記述の有無	あり
国家開発計画における障害者施策の概要	全ての障害児に教育を与えること。
障害者施策のための予算額他	教育省予算の0.822%

(b) 障害種別人数、定義等

障害種別	人数 (人)	定義	推計根拠	備考
肢体不自由者	153	-	-	障害児のみ
視覚障害者	160	-	-	〃
聴覚障害者	155	-	-	〃
知的障害者	558	-	-	〃
精神障害者	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	-	-	-	-

### (3) 途上国の障害者団体の現状

本項では、民間用アンケートⅠ、及びⅡ、より、民間団体として回答のあった、18ヶ国、73団体の障害者団体の活動概要をとりまとめる。(なお、各項目の【】は、アンケート調査の設問番号である。)

回答のあった団体の多くは、全国的範囲でかつ複数の障害者を対象とした活動を行っていた。また、活動の具体的内容は多様であり、障害者に関する意識啓蒙活動やリハビリテーション・サービスの実施等、多岐にわたった。さらに、活動における制約要因としては、日本の障害者団体と同様に、資金や人材、リハビリテーション機材や施設の不足等が問題となっていることが明らかになった。

#### 1) 各団体の活動目的(複数回答可)【民間用Ⅰ-1.】

今回アンケート調査を行った民間団体の活動目的は、表2-1のとおりである。

表2-1 各民間団体の活動目的(複数回答可)

目的	民間団体	%
a) 障害者福祉全般	6	8.2
b) 医療・職業・社会リハビリテーション	14	19.2
c) 自立のための医療・職業リハビリテーション、職業訓練等	10	13.7
d) 障害の予防、治療	3	4.1
e) 障害者の人権擁護活動	3	4.1
f) CBRの普及	1	1.4
g) 障害者団体間のコーディネーション	3	4.1
h) 障害者スポーツの普及	0	0.0
i) 視覚障害者のための教育、職業訓練等	9	12.3
j) 視覚障害者のための教材、点字新聞の出版	2	2.7
k) 聴覚障害者のための教育、職業訓練等	7	9.6
l) 肢体不自由者のための教育、職業訓練等	1	1.4
m) 精神障害者のための教育、職業訓練等	4	5.5
n) 知的障害者のための教育、職業訓練等	4	5.5
o) 各種障害者のための教育、職業訓練等	7	9.6
p) その他	4	5.5
q) 無回答	3	4.1
計	81	-

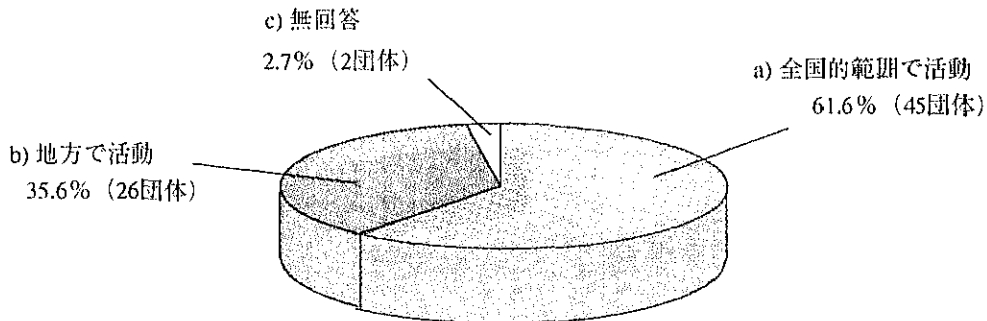
\*：%の分母は73とした。

その他の例：① 国家ハンセン病プログラムに対する評価・管理、政策策定等、② 盲目症及び弱視の人数、分布、分類を把握するための人口調査やアンケート調査の実施等。

#### 2) 各団体の活動範囲【民間用Ⅰ-2.】

各団体の活動範囲に関しては、図2-1のとおり、全国的範囲で活動している団体が61.6%、地方で活動している団体が35.6%と、全国的な活動を行っている団体が多いという結果であった。

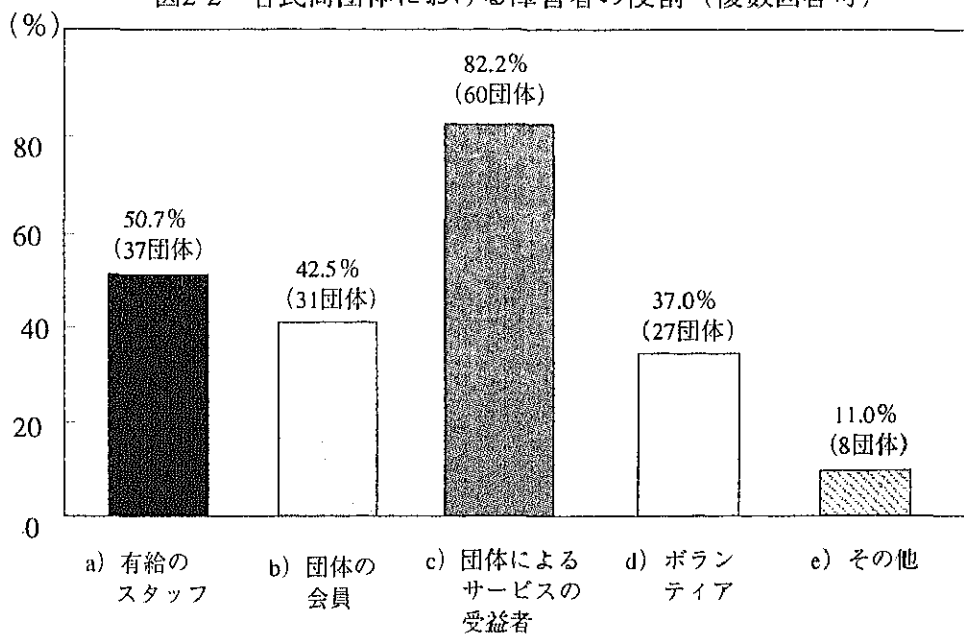
図2-1 各団体の活動範囲



3) 団体の中における障害者の果たす役割（複数回答可）【民間用 I-3.】

各団体の活動における障害者の果たす役割に関しては、団体の活動の受益者としてという回答が最も多く82.2%を占め、次いで団体の有給スタッフが50.7%、団体の会員が42.5%であった。

図2-2 各民間団体における障害者の役割（複数回答可）

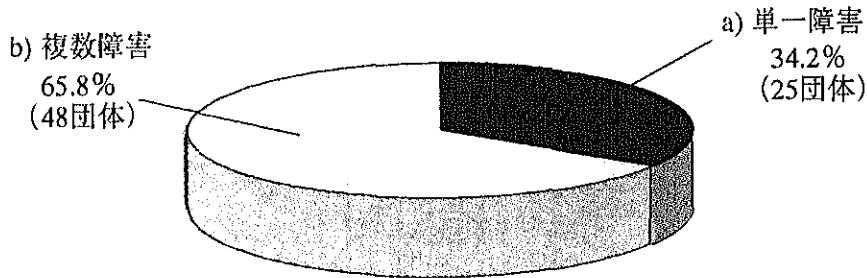


\*：%の分母は73とした。

4) 各団体の活動対象となる障害者の種類【民間用 I-4.】

各団体の活動対象としては、図2-3のとおり、複数障害の障害者を対象としている団体が65.8%、単一障害の障害者を対象としている団体が34.2%を占めた。

図2-3 各団体の活動対象となる障害者の種類



5) 活動対象となる障害者の人数【民間用 I - (4-1.)】

各団体の活動対象となる障害者の人数の内訳は、表2-2のとおり、51名以上の団体が最も多く、肢体不自由、聴覚障害者、視覚障害者を対象とした団体が特に多いようである。

表2-2 各団体の活動対象となる障害者の人数

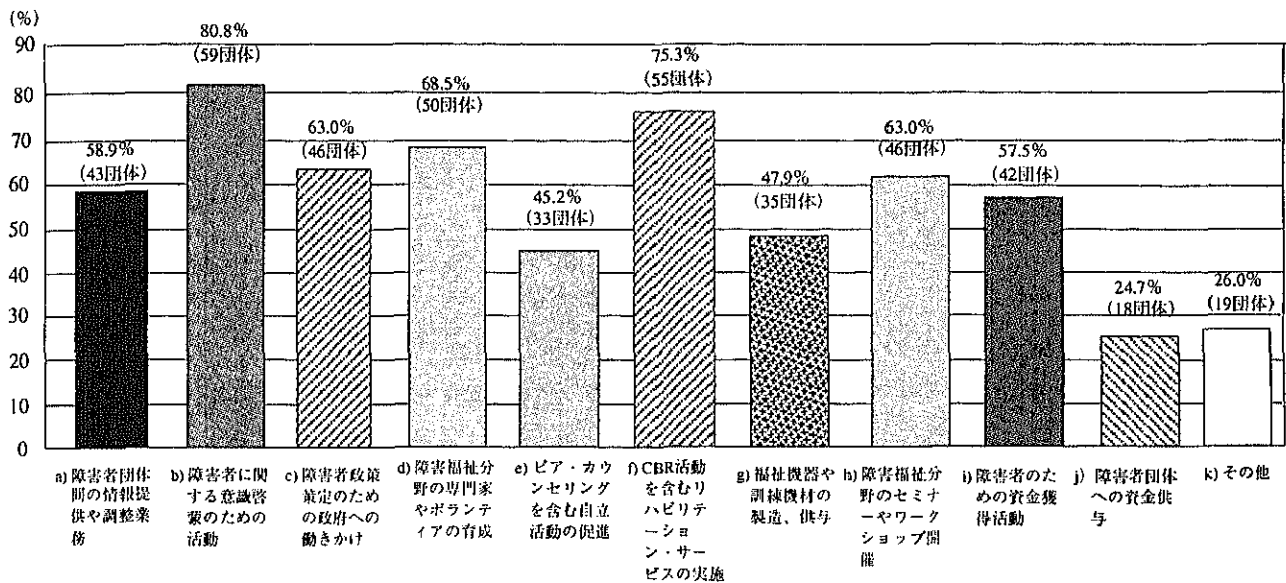
人数	0~10	11~20	21~30	31~50	51~	無回答
視覚障害	1	2	2	0	16	6
聴覚障害	6	2	1	1	17	4
精神障害	3	0	0	0	5	3
知的障害	4	3	1	0	22	5
肢体不自由	2	1	1	1	19	8
その他	3	0	1	2	10	8

\*その他の例：複数の障害を持つ障害者、咽喉摘出者、脊髄性小児麻痺、脳性麻痺、水頭症、ダウン症等。

6) 各団体の活動内容（複数回答可）【民間用Ⅱ-1.】

各団体が行っている活動内容については、図2-4のとおり、障害者に関する意識啓蒙活動が最も多く80.8%を占め、次いで、CBR活動を含みりハビリテーション・サービスの実施が75.3%、専門家やボランティアの育成が68.5%、障害者政策のための政府への働きかけおよびセミナーやワークショップの開催が63.0%であった。

図2-4 各団体の活動内容（複数回答可）

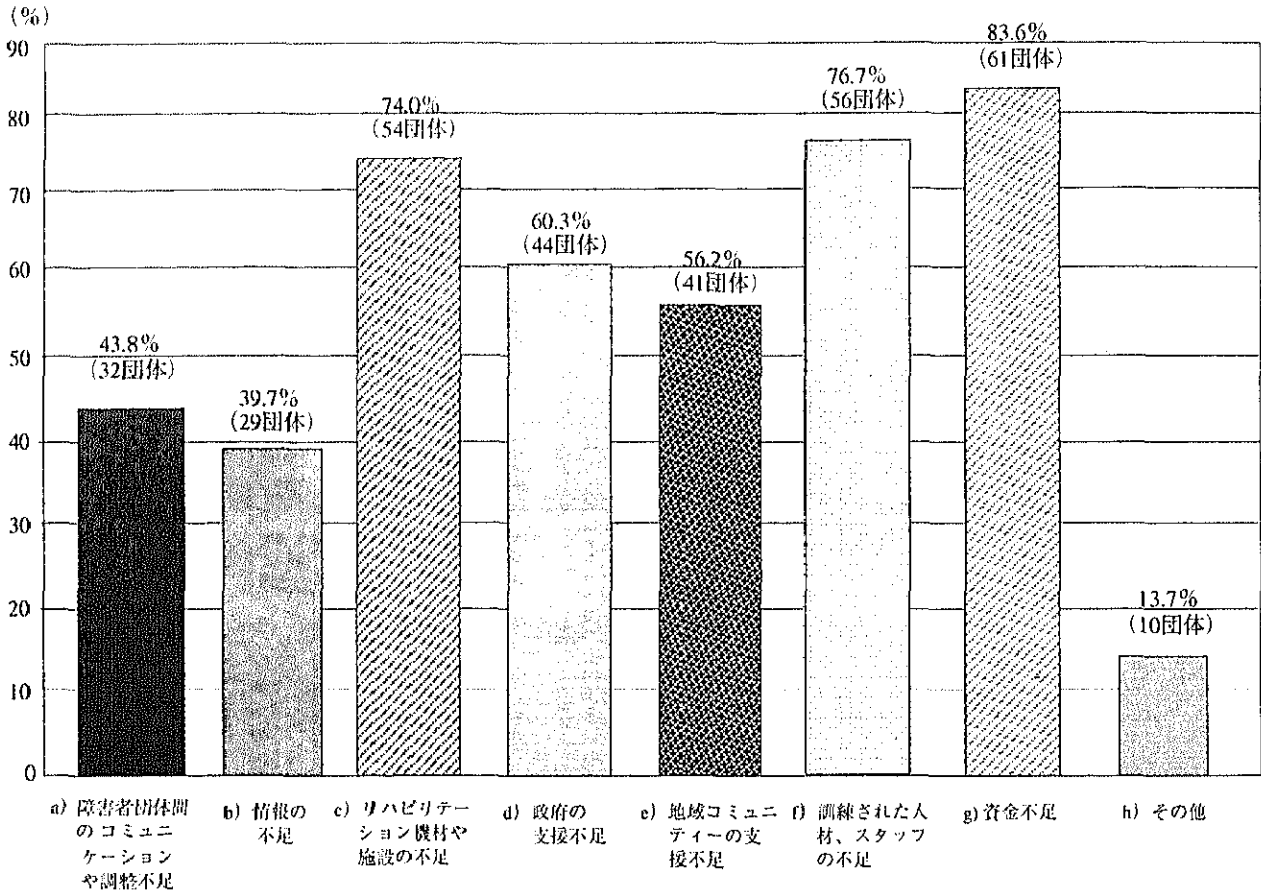


\* : %の分母は73とした。

7) 各団体が活動を行う上での制約要因（複数回答可）【民間用Ⅱ-2】

各団体が活動を行っていくにあたっての制約要因については、図2-5のとおり、資金不足が最も多く83.6%、次いで、人材不足76.7%、機材や施設の不足74.0%となっており、日本国内のアンケート結果と同様に途上国の障害者団体も、資金や人材面で困難な状況にあることがうかがわれる。

図2-5 各団体の活動における制約要因（複数回答可）



\* : %の分母は73とした。

(4) 我が国に期待する援助ニーズと障害者参加の制約要因

本項では、省庁用アンケートⅡ、及び民間用アンケートⅢ、より、障害福祉分野における我が国への援助ニーズ、障害者参加の制約要因等を取りまとめた。

我が国との国際協力事業の現状に関しては、これまでに協力実績がまったくない省庁は29.6%と比較的少ないが、民間団体は45.2%と、あまり協力実績がないことがわかった。

しかしながら、今後の我が国による協力に関しては、省庁の100%、民間団体の95.9%が協力を希望しており、さらにODAによる協力を限定しても、省庁の96.3%、民間団体の95.9%が協力を希望しており、援助ニーズは非常に高いという結果となった。

また、障害者同士の協力に関しては、省庁の96.3%、民間団体の94.5%が協力を促進すべきとしており、その理由についても、同じ障害者という立場からお互いの自信を高めることが可能である等の意見が多かった。

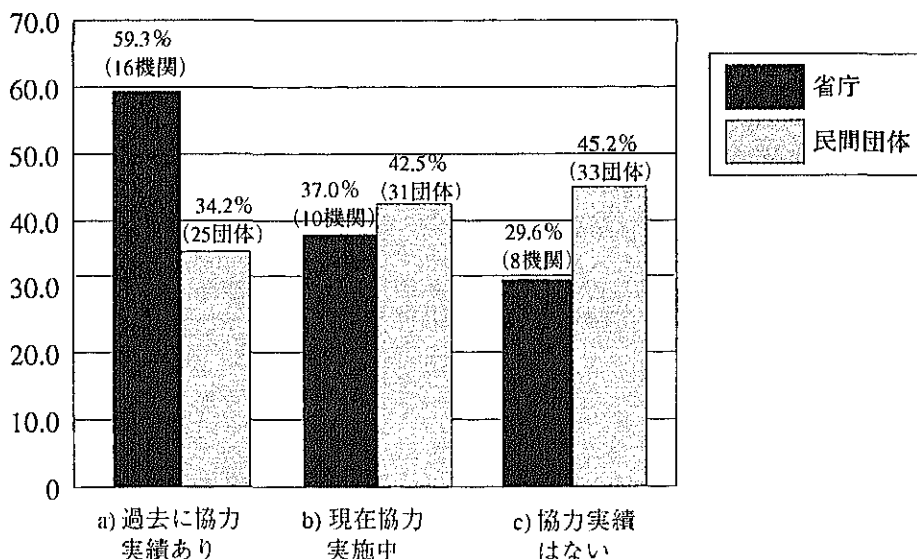
1) 障害福祉分野における日本の団体との交流・協力実績の有無（複数回答可）

【省庁用Ⅱ-1、民間用Ⅲ-1】

これまでの障害福祉分野における日本の各団体との協力実績に関しては、図2-6のとおり、省庁の59.3%が過去に協力実績があり、また37.0%が現在も協力を実施中であり、全く協力実績がないという回答は29.6%であった。

これに対し、民間団体は、省庁と比較してこれまでの協力実績は少なく、全く協力実績がない団体が最も多く45.2%にのぼっている。

図2-6 日本との交流・協力の現状（複数回答可）  
（%）



\*：%の分母は、省庁27、民間73とした。

1-1) 日本の関係機関等の協力により実施または参加したプロジェクトリスト (省庁のみ) 【省庁用：Ⅱ・(1-1.)】

これまでに協力を行ったプロジェクトに関しては、上記1) で実績ありとした省庁も具体的なプロジェクト名を回答していないものが多く、回答しているものもC/P名が未記入であったりプロジェクトの内容が具体的でないものが多かった。全般的にみると、表2-3のとおり、施設建設等の大きなプロジェクトは少なく、研修コース等への参加がほとんどであった。

表2-3 日本の関係機関等の協力により実施または参加したプロジェクトリスト

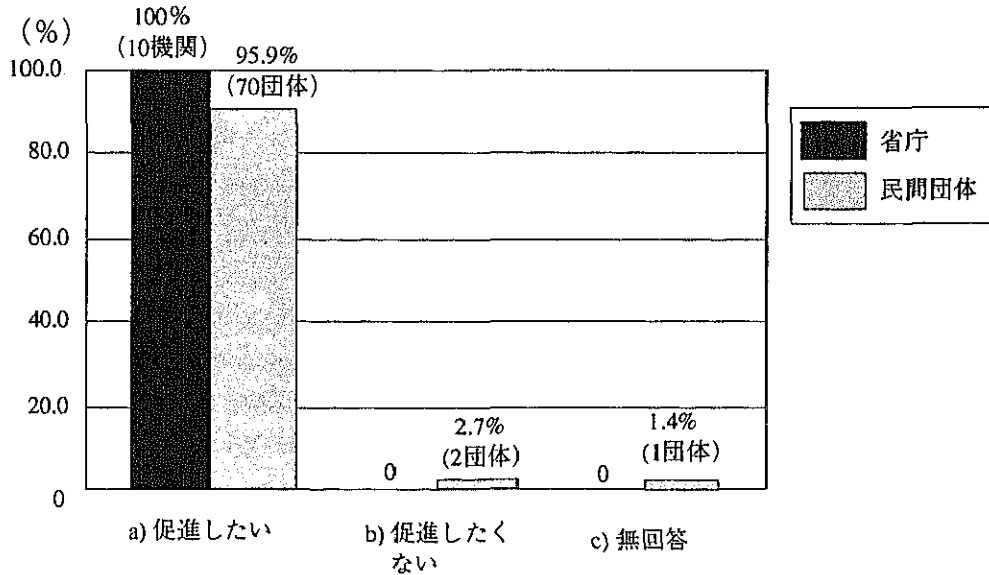
国名	機関名	日本側C/P名	プロジェクト名、内容	実施年
インドネシア	Sub Directorate for Rehabilitation, Ministry of Social Welfare	JICA	研修評価	1995 1996
〃	〃	〃	コンピューター訓練	1995
〃	〃	〃	〃	1996
〃	〃	〃	縫製技術訓練	1993
〃	〃	〃	〃	1995
〃	〃	〃	〃	1996
〃	Sub Directorate for Rehabilitation of Visually Impaired	-	指圧訓練	1994
〃	〃	-	〃	1996
〃	〃	-	〃	1997
	Sub Directorate for Rehabilitation of Mentally Retarded	労働省	身体障害者リハビリテーションプロジェクト	1993
〃	〃	-	無償資金協力による機材整備	1991
〃	〃	-	無償資金協力による機材整備	1993
〃	〃	-	無償資金協力による施設整備	1996
バングラデシュ	Ministry of Social Service	JICA	障害者リハビリテーション専門家集団研修コース	1996
〃	Employment Rehabilitation Center for the Physically Handicapped	JICA	障害者リハビリテーション専門家集団研修コース	1993
〃	National Center for Special Education	JICA	障害者リハビリテーション専門家集団研修コース	1985～1996
〃	Ranibazar Government School for the Blind	JICA	障害者リハビリテーション専門家集団研修コース	1985～1996
タンザニア	Labour and Youth Development	-	農業職業訓練	1973、1974



2) 障害福祉分野における今後の日本との協力【省庁に関しては、上記1)で b)のみ】【省庁用Ⅱ-2.、民間用Ⅲ-2.】

障害福祉分野における今後の日本との協力については、図2-7のとおり、省庁の100%、民間団体の95.9%が促進したいとの回答であり、日本との協力への期待が非常に大きいことが明らかになった。

図2-7 障害福祉分野における今後の日本との協力（複数回答可）

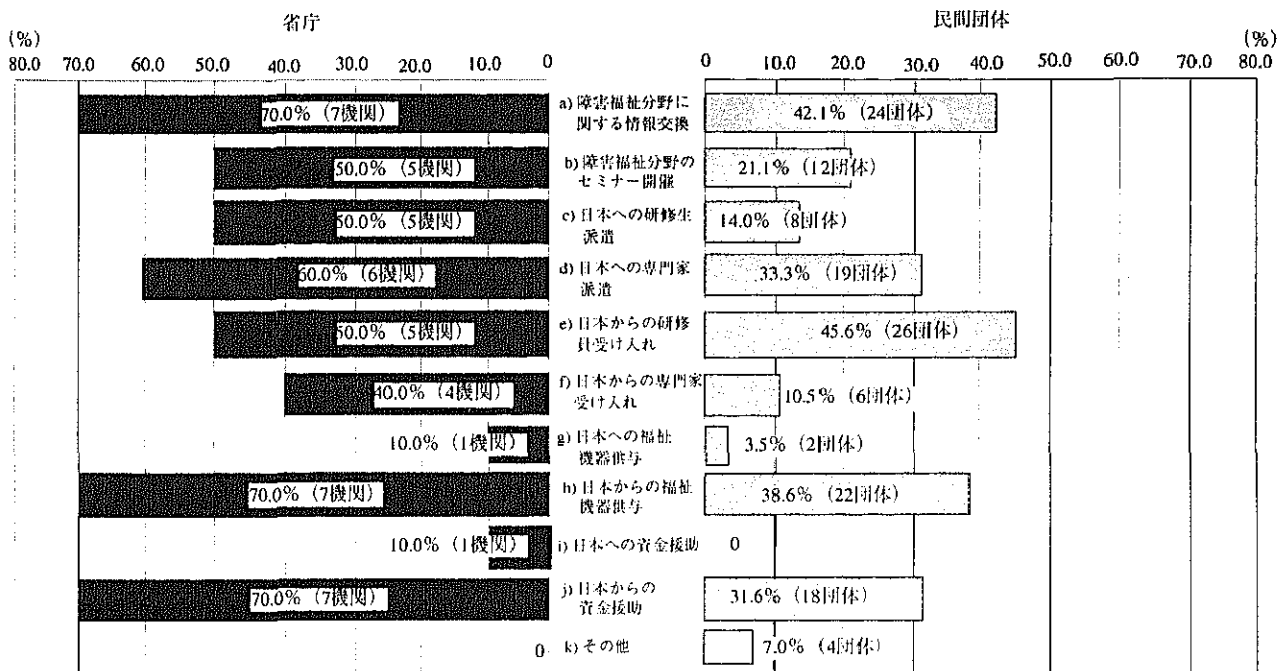


\*：%の分母は、省庁10、民間73とした。

3) 協力を希望する活動の種類【省庁に関しては上記2)で a) のみ、民間団体に関しては上記1)で a) 又は b) のみ、複数回答可】【省庁用Ⅱ-(2-1.)、民間用Ⅲ-3.】

協力を希望する活動の種類として最も多かったのは、図2-8のとおり、省庁においては障害福祉分野に関する情報交換、日本からの福祉機器供与、日本からの資金援助でそれぞれ70.0%、民間団体においては日本からの研修員受け入れで45.6%であった。

図2-8 協力を希望する活動の種類（複数回答可）



\*：%の分母は、省庁10、民間57とした。

\*その他の例：日本への研修ツアー実施、文化・スポーツ等を通しての交流、障害福祉分野に関する研究等。

3) -1 活動の事例（民間団体のみ）

民間団体がこれまで実施した活動事例は、表2-4のとおりである。

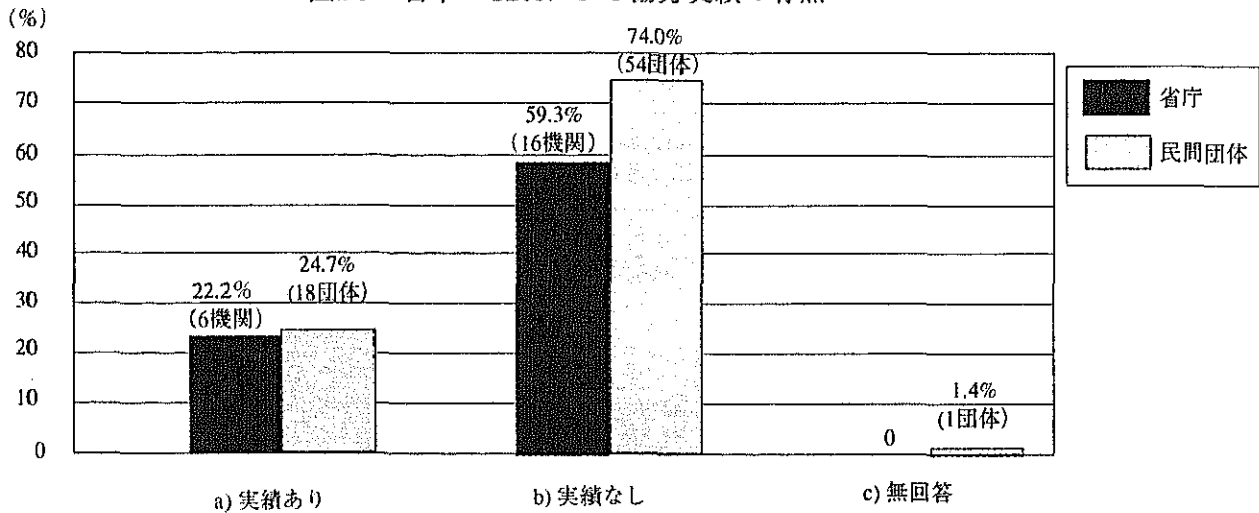
表2-4 民間団体の活動事例

活動内容
・日本からの資金援助により、福祉機器製造所が設立された。
・日本からの資金援助により、都市のインフラストラクチャーが一部整備された。
・日本から派遣された看護婦によりプライマリー・ヘルス・ケアの指導があり障害防止に役立っている。
・日本から理学療法士（P.T）、作業療法士（O.T）等リハビリテーション分野における専門家の派遣があった。
・自国では手に入らない福祉機器の寄付があった。
・点字製造の技術を導入するための研修が行われた。
・CBRの有効性を学び、以後、CBRプログラムを促進している。

4) 日本のODAによる協力実績の有無【省庁用Ⅱ-3.、民間用Ⅲ-4.】

日本のODAによる協力実績については、図2-9のとおり、これまで協力実績はないと答えた回答が省庁、民間団体ともに多く、それぞれ59.3%と、74.0%であった。

図2-9 日本のODAによる協力実績の有無

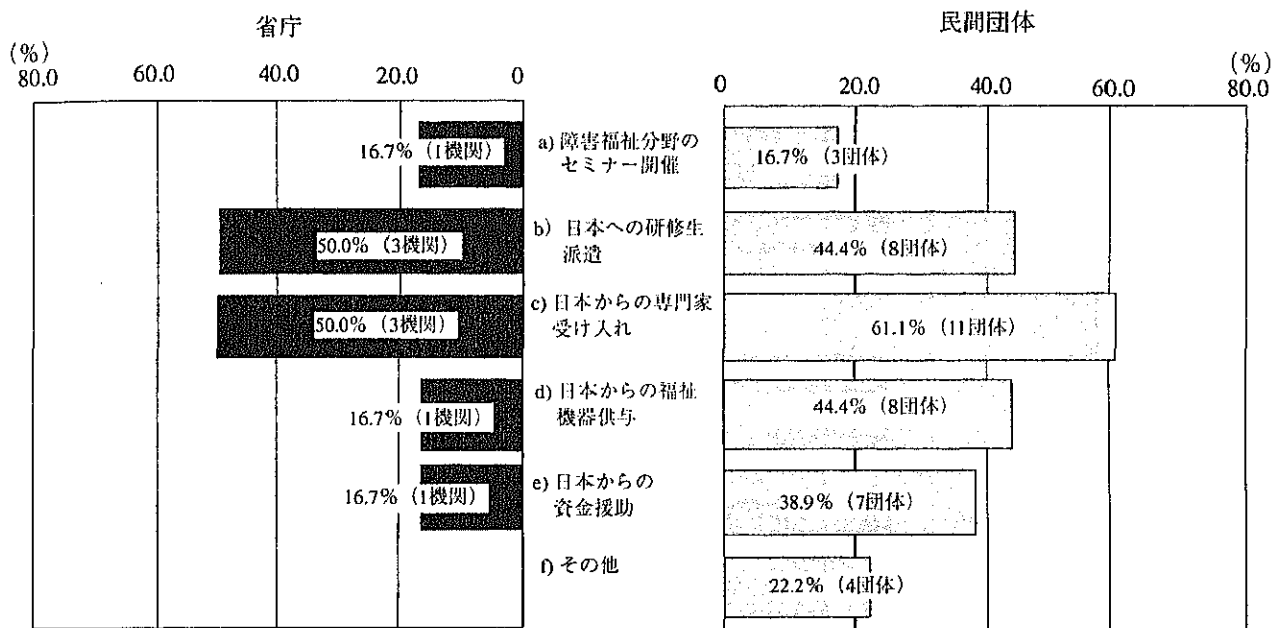


\*：%の分母は、省庁27、民間73とした。

- 5) これまで実施した日本のODAによる協力内容【上記4)で a) のみ、複数回答可】  
 【省庁用Ⅱ・(3-1. )、民間用Ⅲ・(4-1. )】

これまで実施した日本のODAによる協力内容については、図2-10のとおり、最も多かったのが、省庁においては日本への研修生派遣および日本からの専門家受け入れがいずれも50%を占め、民間団体においては日本からの専門家受け入れで61.1%にのぼった。

図2-10 これまで実施した日本のODAによる協力内容（複数回答可）

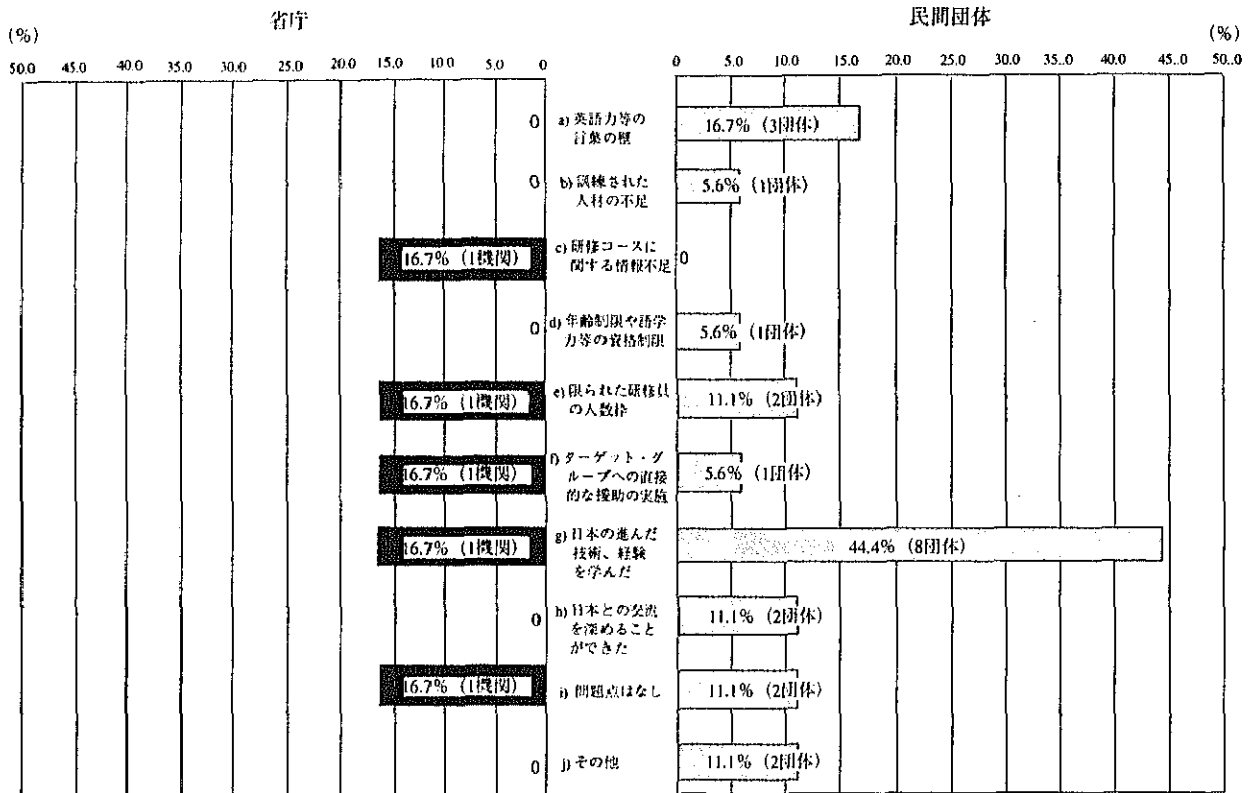


\*：%の分母は、省庁6、民間18とした。  
 \*その他：スクールバスの贈与等。

- 6) 上記5) の活動で直面した問題点、効果等 [上記4)で a) のみ。複数回答可]  
 【省庁用Ⅱ・(3-2.)、民間用Ⅲ・(4-2.)】

日本のODAによる協力活動で直面した問題点、または効果等については、図2-11のとおり、民間団体においては日本の進んだ技術、経験を学んだと回答した団体が44.4%であった。

図2-11 日本のODAによる協力活動で直面した問題点または効果（複数回答可）



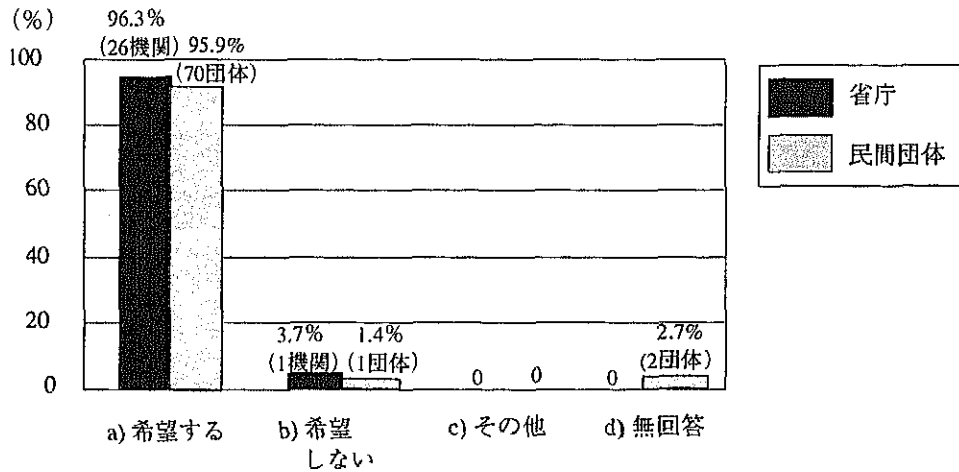
\* : %の分母は、省庁6、民間18とした。

\* その他の例：① 治療室はあるが機材は整備されておらず治療士もいない、② 専門家の滞在期間が短かった等。

7) 障害福祉分野における今後の日本のODAによる協力【省庁用Ⅱ-4.、民間用Ⅲ-5.】

障害福祉分野における今後の日本のODAによる協力については、図2-12のとおり、省庁では96.3%が、民間団体では95.9%が、障害福祉分野における今後の日本のODAによる協力を希望すると回答した。ほとんどの団体が日本のODAによる協力に関心があることが明らかになった。

図2-12 障害福祉分野における今後の日本のODAによる協力

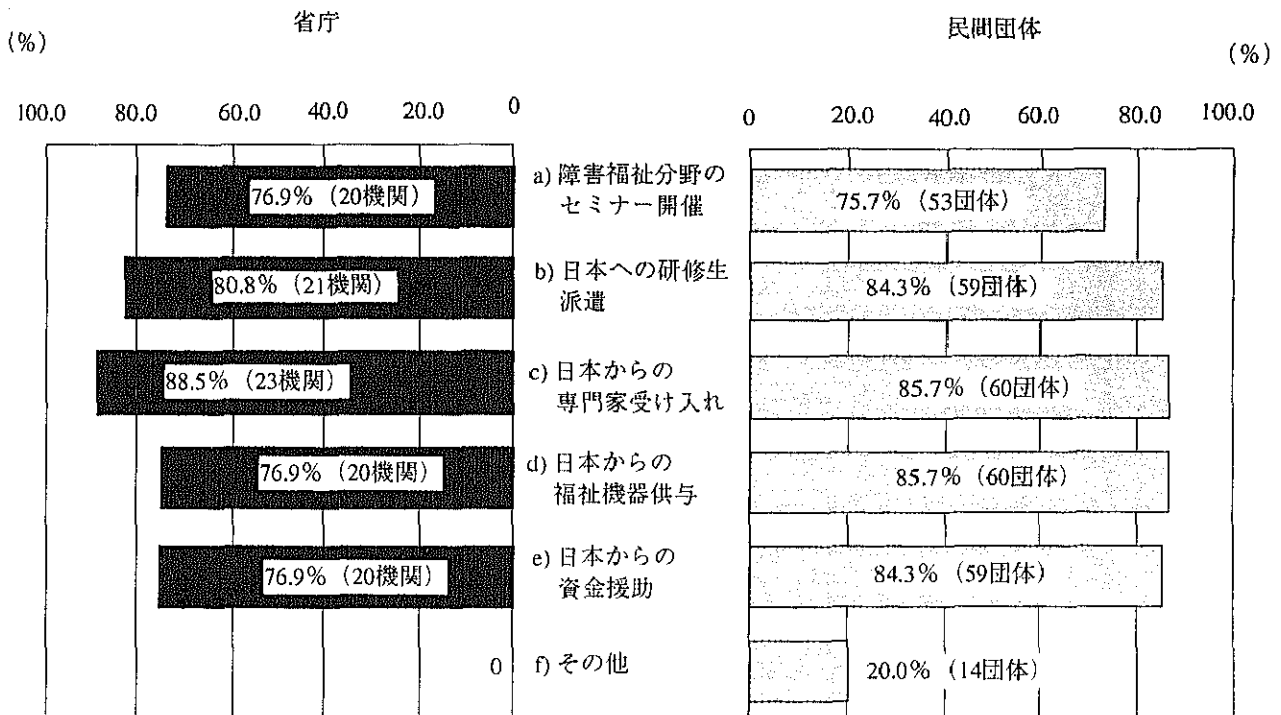


\*：%の分母は、省庁27、民間73とした。

8) 今後希望するODAによる協力内容【上記7)でa)のみ、複数回答可】【省庁用Ⅱ-(4-1.)、民間用Ⅲ-(5-1.)】

今後日本のODAによる協力については、図2-13のとおり、希望するものとして最も多かったのが省庁では、日本からの専門家受け入れで88.5%、民間団体では、専門家受け入れと福祉機器の供与で共に85.7%であった。

図2-13 今後希望するODAによる協力（複数回答可）



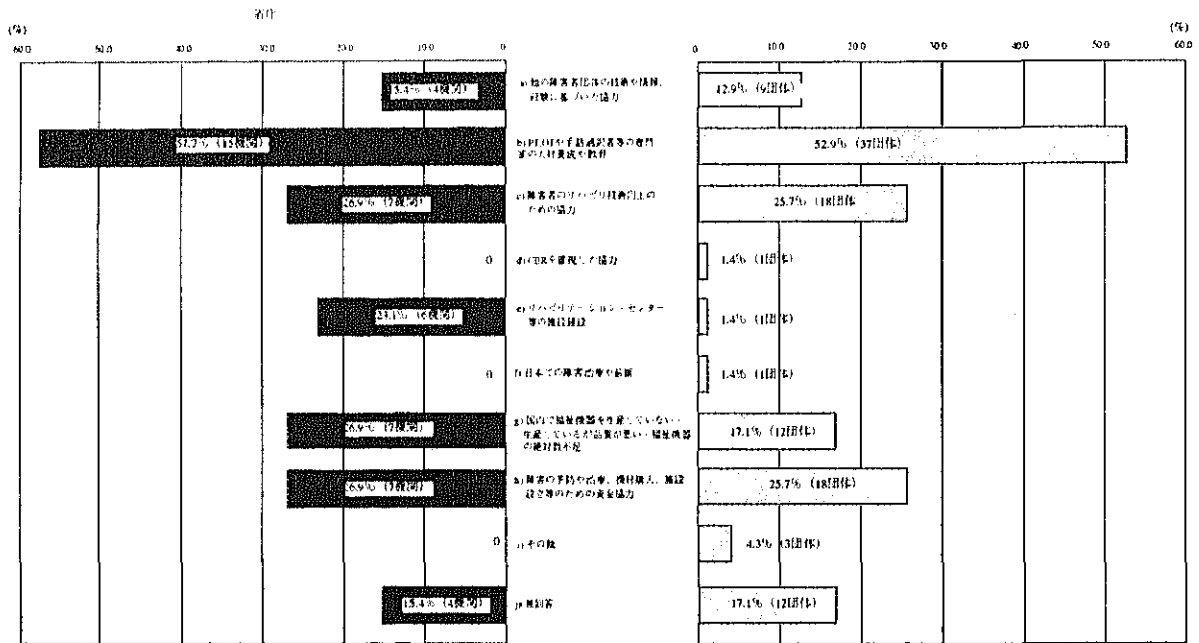
\*：%の分母は、省庁26、民間70とした。

\* その他の例：職業訓練やリハビリテーション分野における特殊教育促進、医療クリニックや病院等の設立、交通手段改革のための技術協力、スポーツやレクリエーション分野の交流や物資援助等。

9) 詳細な内容 [上記8)の回答者のみ、複数回答可] 【省庁用Ⅱ・(4-1-1.)、民間用Ⅲ・(5-1-1.)】

今後希望するODAによる協力の内容としては、図2-14のとおり、最も多かったのが、省庁、民間団体ともに作業・理学療法士や手話通訳等の専門家の人材養成及び教育で、それぞれ57.7%、52.9%と過半数を占めた。

表2-14 ODAで希望する協力の詳細な内容 (複数回答可)



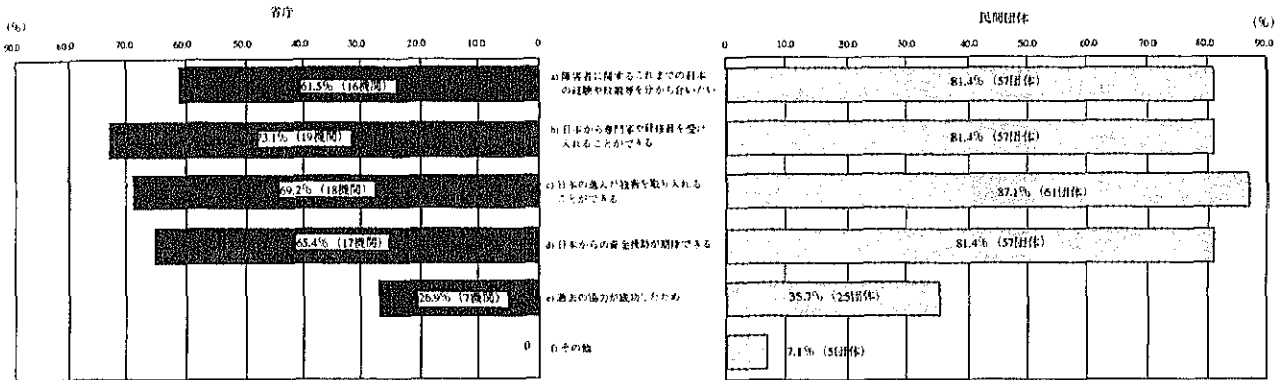
\* : %の分母は、省庁26、民間70とした。

- \* その他の例 :
- ・手話の開発、研修員枠の拡充 (タイ)、セミナー実施 (スリランカ)
  - ・スポーツやレクリエーション分野の交流・協力促進
  - ・障害者のイメージ向上。障害者の生活水準を向上させ、社会、経済政治活動に参加する障害者の権利について一般市民の意識改革を図るための協力。
  - ・障害者の職業訓練に適した教育計画の策定と訓練終了後の就職の支援。
  - ・病院外の障害者へのサービスも実施できるように、治療室の機材整備。
  - ・治療可能な白内障の患者を対象とした失明予防計画の実施。
  - ・リハビリ看護研修、小児 (新生児) における神経障害の早期発見とその対応のための研修 等。

10) 日本のODAによる協力を希望する理由 [上記9)の回答者のみ、複数回答可]  
 【省庁用Ⅱ-(4-2.)、民間用Ⅲ-(5-2.)】

日本のODAによる協力を希望する理由としては、図2-15のとおり、省庁では日本からの専門家や研修員の受け入れができるからと回答したところが最も多く73.1%、次いで、日本の進んだ技術の習得が可能という回答で69.2%を占めた。民間団体に関しては、日本の進んだ技術の習得が可能という理由が最も多く87.1%にのぼり、次いで、障害に関するこれまでの日本の経験や政策等を分かち合いたい、日本からの専門家や研修員受け入れが可能、さらに、日本からの資金援助が期待できるとの答えが、各々81.4%を占めた。

図2-15 日本のODAによる協力を希望する理由（複数回答可）



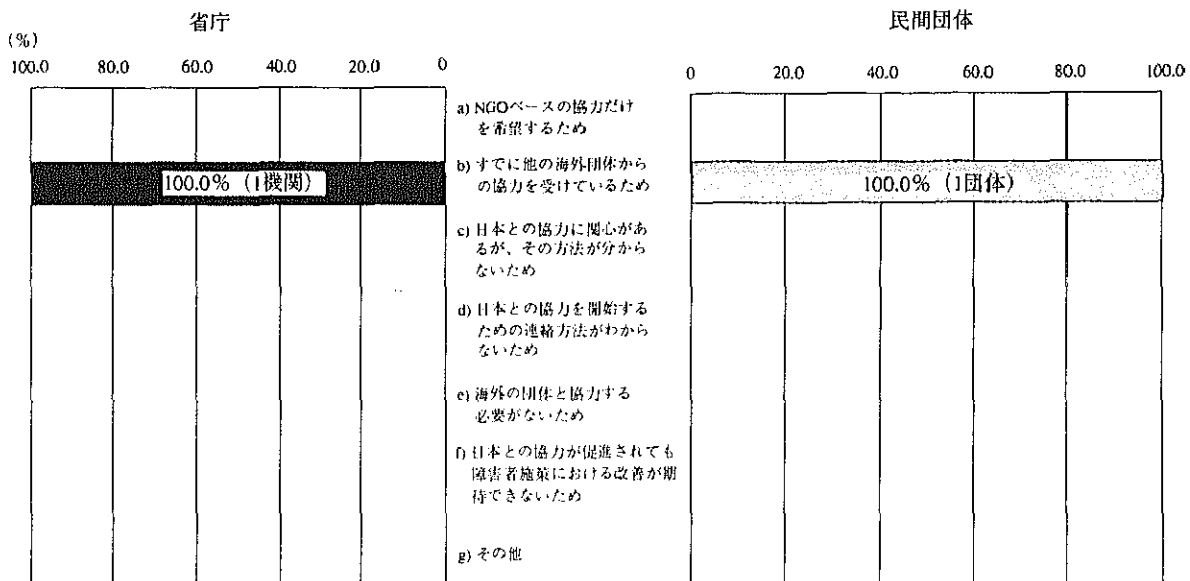
\*：%の分母は、省庁26、民間70とした。

\*その他の例：思想や疾病構造、医療等において共通点が多く、これまで長年にわたって多大な協力活動を実施してきたため（ホンデュラス）、障害分野についての知識人への問題提起が必要である等。

11) 日本のODAによる協力を希望しない理由 [上記7)でb)のみ、複数回答可]  
 【省庁用Ⅱ-(4-3.)、民間用Ⅲ-(5-3.)】

日本のODAによる協力を希望しないと回答したのは省庁1機関、民間団体1団体であったが、その理由は図2-16のとおり、双方同様で、すでに他の海外団体からの協力を受けているためということであった。

図2-16 日本のODAによる協力を希望しない理由（複数回答可）

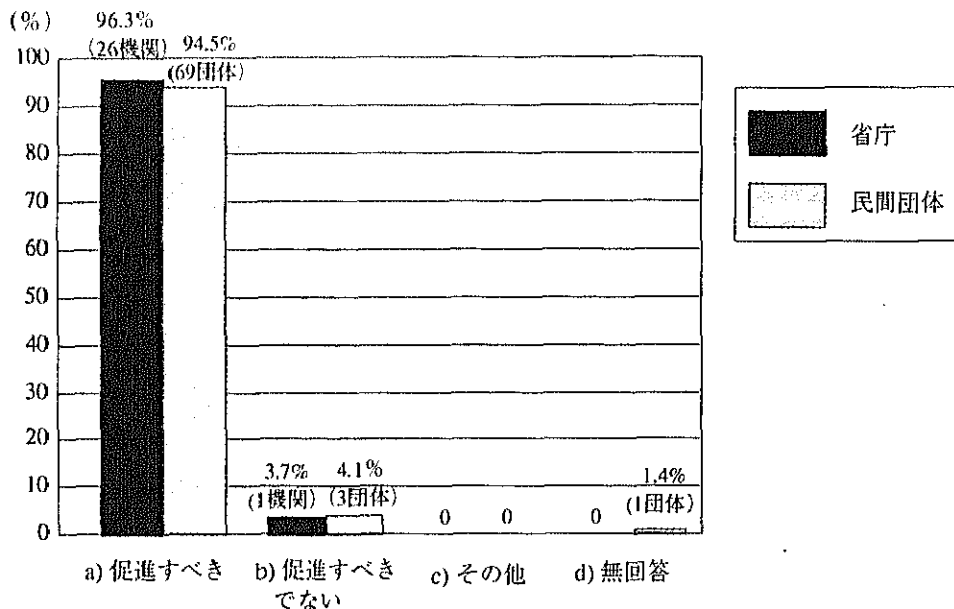


\*：%の分母は、省庁1、民間1とした。

12) 自国の障害者と日本の障害者の協力活動【省庁用Ⅱ-5.、民間用Ⅲ-6.】

自国の障害者と日本の障害者の協力活動に関しては、図2-17のとおり、省庁の96.3%、民間団体の94.5%が促進すべきと考えており、障害者同士の協力を推進すべきという意見が大勢を占めた。

図2-17 自国の障害者と日本の障害者の協力活動

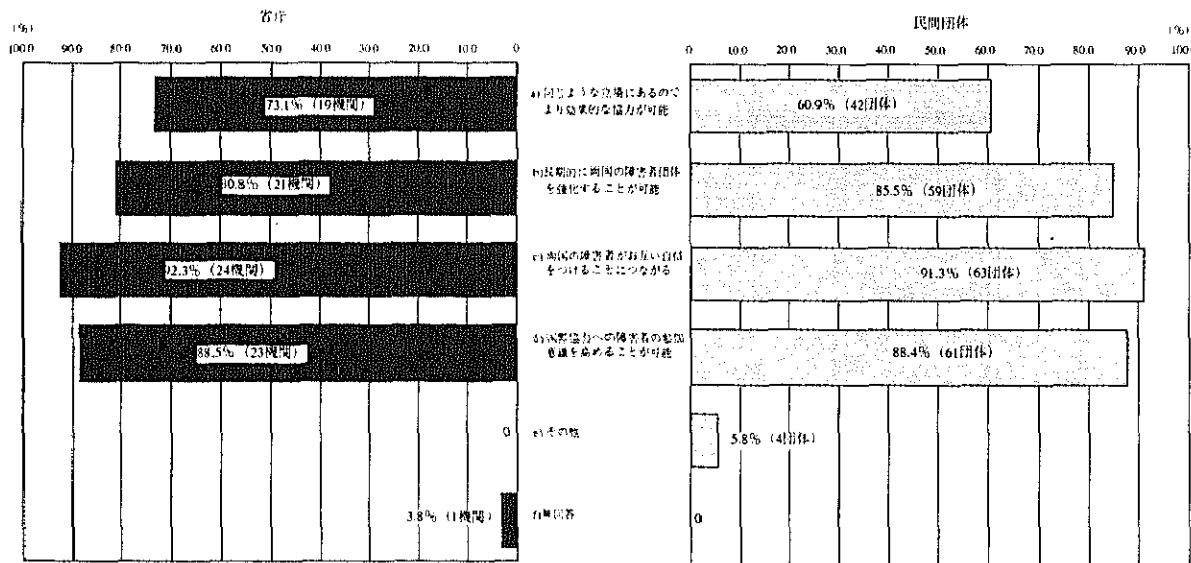


\*：%の分母は、省庁27、民間73とした。

13) 障害者同士の協力を促進すべき理由【上記12)で a)のみ、複数回答可】  
【省庁用Ⅱ-(5-1.)、民間用Ⅲ-(6-1.)】

自国の障害者と日本の障害者の協力活動を促進すべき理由としては、図2-18のとおり、最も多かったのが省庁、民間団体共、両国の障害者が互いに自信をつけることにつながるという意見で、各々92.3%、91.3%であった。

図2-18 障害者同士の協力を促進すべき理由（複数回答可）



\*：%の分母は、省庁26、民間69とした。

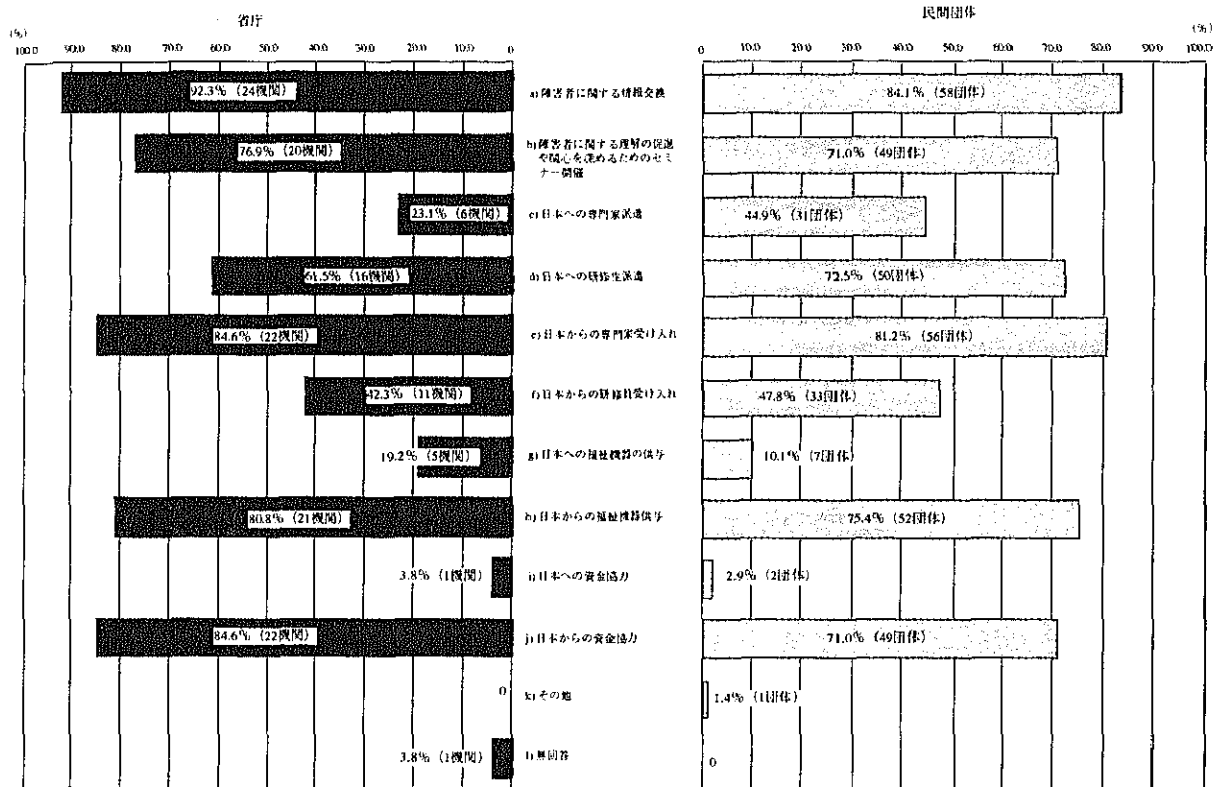
\*その他の例：障害者のネットワークを広げることができる、障害者団体を結成することが可能である等。



14) 障害者同士で実施すべき協力活動の内容 [上記12) で a) のみ、複数回答可]  
 【省庁用Ⅱ・(5・2.)、民間用Ⅲ・(6・2.)】

障害者同士で実施すべき協力活動の内容としては、図2-19のとおり、最も多いものは、省庁、民間団体ともに障害者に関する情報交換でそれぞれ92.3%、84.1%を占め、次いで、日本からの専門家受け入れにも多くの省庁及び民間団体が関心を示しており、各々84.6%、81.2%であった。

図2-19 障害者同士で実施すべき協力活動の内容（複数回答可）

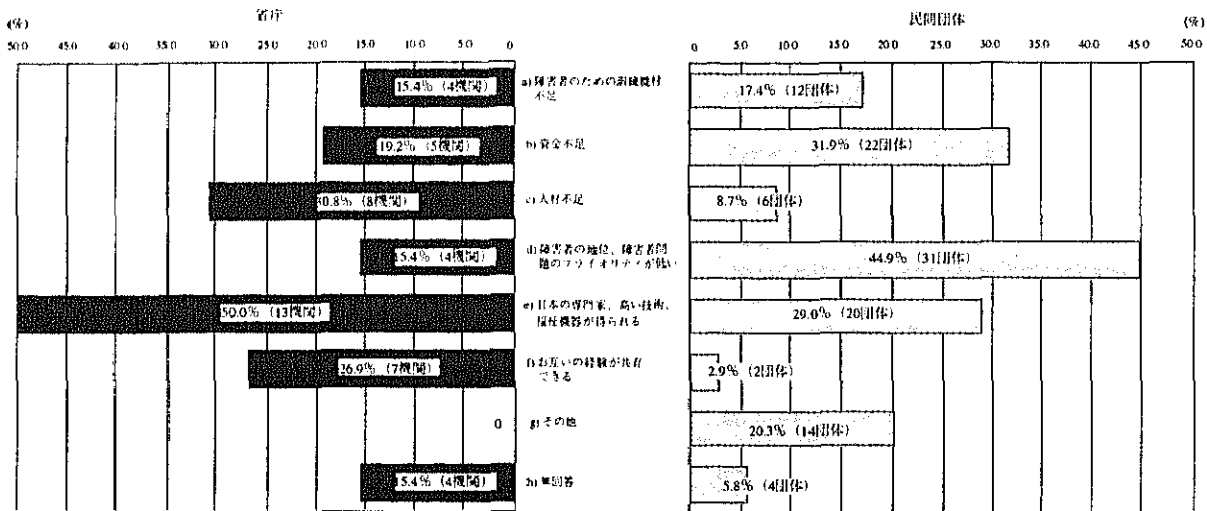


\*：%の分母は、省庁26、民間69とした。  
 \*その他：スポーツや文化交流等。

15) 上記14)の具体的事例及び理由〔上記14)回答者のみ、複数回答可〕  
 【省庁用Ⅱ-(5-2-1.)、民間用Ⅲ-(6-2-1.)】

障害者同士で協力すべき具体的事例及び理由としては、図2-20のとおり、省庁においては日本の専門家等から福祉機器を製作するための高度な技術やその他さまざまな知識を得ることができるという回答が最も多く50.0%を占め、民間団体においては障害者の地位及び社会参加や障害者問題のプライオリティが低いので自国の障害者が日本の障害者とともに社会活動に活発に参加することによって、彼等自身の意識の向上や一般の人々の障害者問題に対する関心を高めることができるという回答が最も多く、44.9%を占めた。

図2-20 障害者同士で協力すべき具体的事例及び理由（複数回答可）



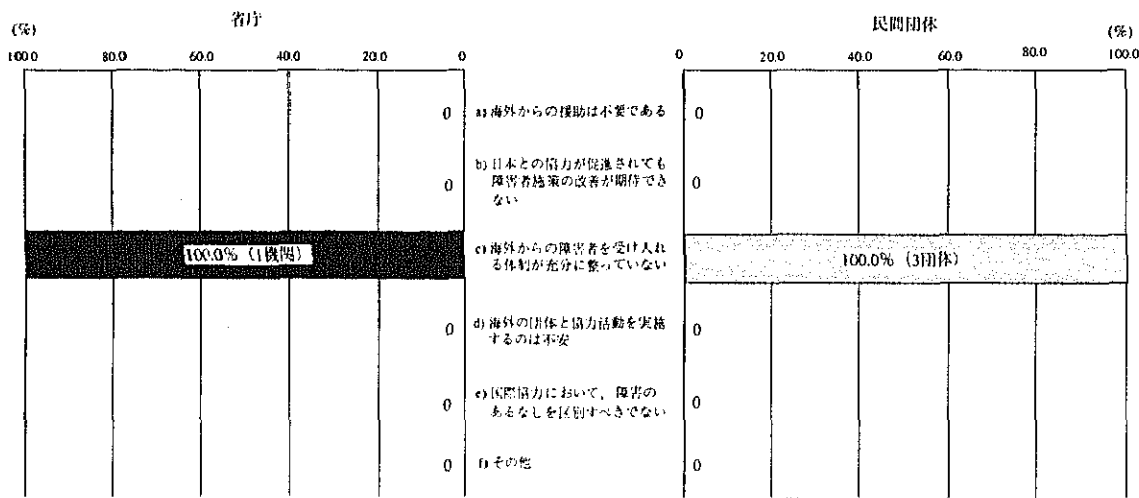
\*：%の分母は、省庁26、民間69とした。

\*その他の例：①リハビリテーションに関する治療法の知識等を医療関連スタッフや一般人に広めるためのセンターを設立したい、②障害者の数を減らし、自立をめざすことによって障害者の社会参加や社会活動への貢献を促進するため等。

16) 自国の障害者と日本の障害者が協力すべきでない理由〔上記12)でb)のみ、複数回答可〕  
 【省庁用Ⅱ-(5-3.)、民間用Ⅲ-(6-3.)】

自国の障害者と日本の障害者が協力すべきでない理由としては、図2-21のとおり、上記12)でb)と回答した、省庁1機関、民間3団体とも同じく、海外からの障害者を受け入れる体制が十分に整っていないということであった。

図2-21 自国の障害者と日本の障害者が協力すべきでない理由（複数回答可）

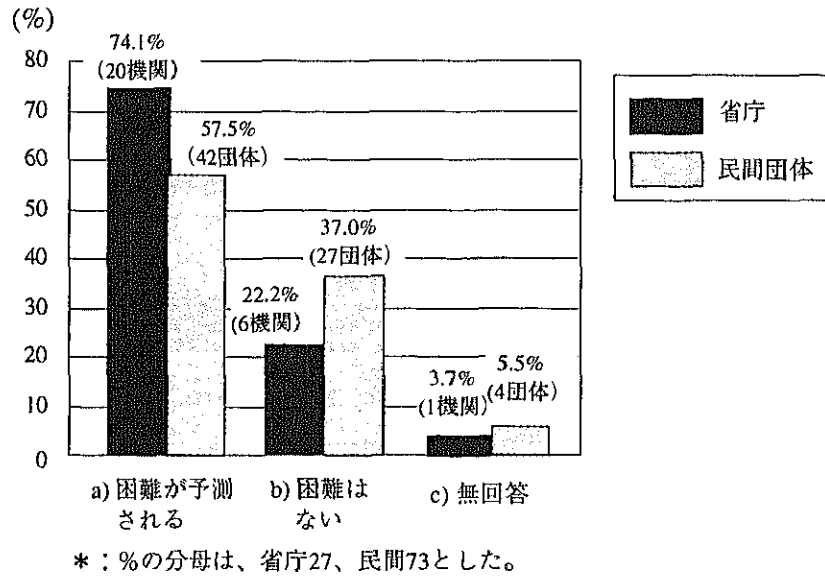


\*：%の分母は、省庁1、民間3とした。

17) 今後、自国の障害者と日本の障害者が協力をを行うにあたって予測される困難の有無  
 【省庁用Ⅱ-6.、民間用Ⅲ-7.】

今後、自国の障害者と日本の障害者が協力をを行うにあたって予測される困難の有無に関しては、図2-22のとおり、省庁においては困難が予測されると回答したところが74.1%であったが、民間団体においては57.5%であり、逆に、困難はないと回答した民間団体が37.0%を占め、お互いの協力によって可能になると考える団体が比較的多いことが分かった。

図2-22 自国の障害者と日本の障害者が協力をを行うにあたって予測される困難の有無



- 18) 自国の障害者が研修員として日本を訪問する際に留意する点 [上記17) で a) の回答者のみ、複数回答可]  
【省庁用Ⅱ-(6-1.)、民間用Ⅲ-(7-1.)】

自国の障害者が研修員として日本を訪問する際に留意する点としては、表2-5のとおり、省庁及び民間団体とも障害の種類に関係なく言葉やコミュニケーション全般に困難があるという考えが比較的多かった。

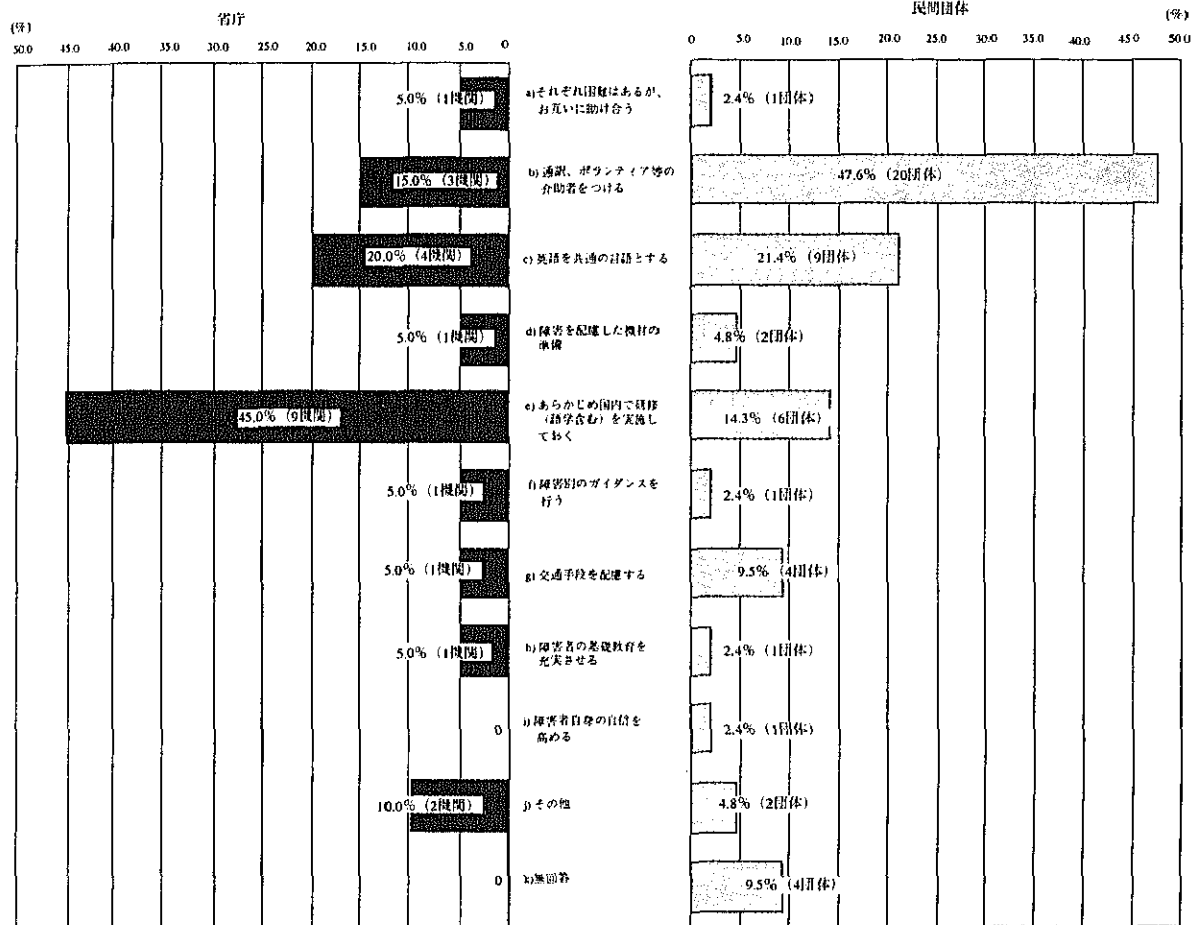
表2-5 自国の障害者が研修員として日本を訪問する際に留意する点 (複数回答可)

障害種別	留意点	省庁	民間団体
肢体不自由者	a) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	9	7
	b) 介助者をつける必要がある	1	2
	c) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	5	11
	d) 教育のレベルに差がある	0	1
視覚障害者	a) 地理感覚がないので不安	0	4
	b) 点字資料等の準備が必要	0	2
	c) 介助者をつける必要がある	2	2
	d) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	4	16
	e) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	5	2
	f) 教育のレベルに差がある	1	1
	g) 習慣、思想、文化の違いからくる不安	2	1
聴覚障害者	a) 手話通訳をつける必要がある	12	20
	b) 聴覚障害者用機器を持参する必要がある	0	1
	c) 介助者をつける必要がある	1	2
	d) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	0	2
	e) 教育のレベルに差がある	0	1
知的障害者	a) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	5	16
	b) 介助者をつける必要がある	0	8
	c) 教育のレベルに差がある	1	4
	d) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	0	3
	e) 習慣、思想、文化の違いからくる不安	3	1
精神障害者	a) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	4	10
	b) 介助者をつける必要がある	2	5
	c) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	0	3
	d) 教育のレベルに差がある	0	1
	e) 医療サービスを必要とする	0	1
	f) 習慣、思想、文化の違いからくる不安	0	1

19) その解決策 [上記18)の回答者のみ、複数回答可]  
 【省庁用Ⅱ・(6-2.)、民間用Ⅲ・(7-2.)】

自国の障害者が研修員として日本を訪問する際に留意する点に対する解決策としては、図2-23のとおり、省庁においてはあらかじめ国内で研修（語学含む）を実施しておくところが多く、45.0%であった。一方、民間団体においては、通訳や介助者の必要性をあげているところが多く47.6%を占めた。

図2-23 自国の障害者が研修員として日本を訪問する際に留意する点の解決策（複数回答可）



\* : %の分母は、省庁20、民間42とした。  
 \* その他：組織レベルでの効果的な調整等。

- 20) 日本の障害者が自国を訪問する際に留意する点 [上記17) で a) の回答者のみ、複数回答可]  
【省庁用Ⅱ・(6-3.)、民間用Ⅲ・(7-3.)】

日本の障害者が自国を訪問する際に留意する点としては、表2-6のとおり、省庁、民間団体とも障害の種類に関係なく、交通手段、公共施設のアクセス等の困難や言葉、コミュニケーション全般に困難があるとの回答が多いことが分かった。

表2-6 日本の障害者が自国を訪問する際に留意する点（複数回答可）

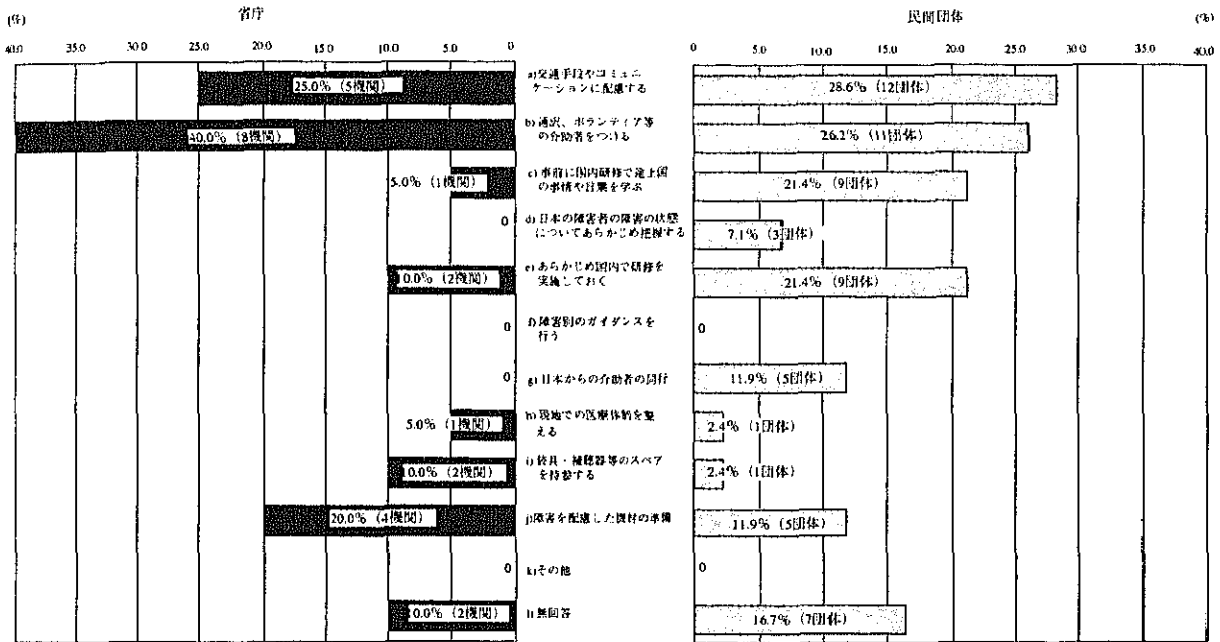
障害種別	留意点	省庁	民間団体
肢体不自由者	a) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	12	16
	b) 介助者をつける必要がある	1	1
	c) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	1	9
	d) 障害者に対する理解が乏しい	0	1
視覚障害者	a) 地理感覚がないので不安	1	4
	b) 点字資料等の準備が必要	1	2
	c) 介助者をつける必要がある	1	2
	d) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	0	15
	e) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	8	14
	f) 障害者に対する理解が乏しい	0	1
聴覚障害者	a) 手話通訳をつける必要がある	5	23
	b) 聴覚障害者用機器を持参する必要がある	0	1
	c) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	2	5
	d) 環境の違いがもたらす困難がある	0	4
	e) 障害者に対する理解が乏しい	1	1
知的障害者	a) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	3	15
	b) 介助者をつける必要がある	1	7
	c) 教育のレベルに差がある	1	4
	d) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	2	10
	e) 障害者に対する理解が乏しい	1	2
	f) 習慣、思想、文化の違いからくる不安	1	0
精神障害者	a) 言葉、コミュニケーション全般に困難がある	0	9
	b) 介助者をつける必要がある	1	6
	c) 交通手段、公共施設アクセス等に困難がある	1	9
	d) 障害者に対する理解が乏しい	0	2
	e) 医療サービスが不十分	0	1

\*その他の例：専門的な受け入れ機関がない、宿泊施設がない等。

2) その解決策 [上記20) の回答者のみ、複数回答可]  
 【省庁用Ⅱ-(6-4.)、民間用Ⅲ-(7-4.)】

日本の障害者が自国を訪問する際に留意する点に対する解決策は、図2-24のとおり、省庁においては通訳、ボランティア等の介助者をつけるという回答が最も多く40.0%を占め、次いで、交通手段やコミュニケーションに配慮するという意見が25.0%であった。民間団体においては逆に交通手段やコミュニケーションに配慮するという回答が最も多く28.6%であり、次いで通訳、ボランティア等の介助者をつけるが26.2%であった。

図2-24 日本の障害者が自国を訪問する際に留意する点の解決策（複数回答可）



\* : %の分母は、省庁20、民間42とした。

\*その他：政府同士の連携（タイ）

(5) 日本以外の国との地域協力及び国際協力

本項では、省庁用Ⅲ.、民間用Ⅳ. より、我が国以外の国との国際協力の現状についてとりまとめた。

我が国以外との国際協力活動に関しては、これまでにまったく協力実績がないという回答が省庁の22.2%、民間団体の35.6%を占め、比較的協力実績があるところが多いという結果となった。

また、今後の協力に関しても、民間団体の97.2%が協力を希望しており、国際的な交流・協力活動を進めたいという意向が非常に高いことが明らかになった。

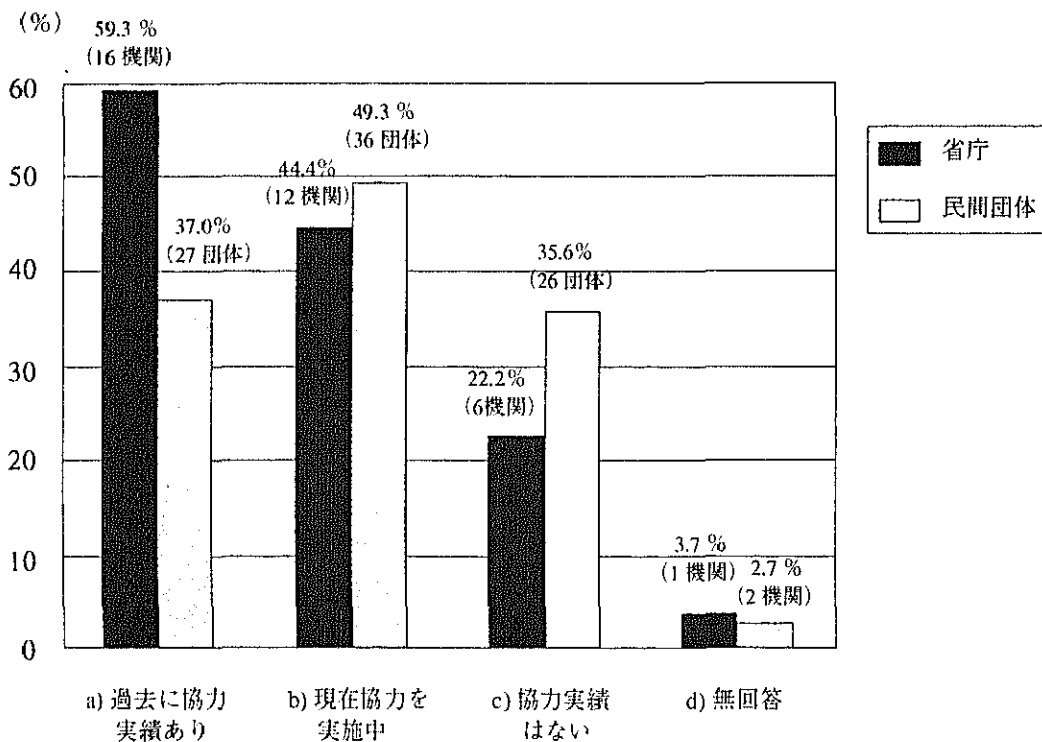
また、国連の障害者に関する活動に関しては、全般的に、省庁による活動は比較的高い割合で行われていたが、民間団体での活動実績は、ほとんど40%を割っていた。なかでも、「国連・障害者の十年」での活動実績が最も高かったが、これ以後の活動への参加は、あまり活発ではないという結果であった。

1) 障害福祉分野における日本以外の国の団体との交流・協力関係の有無（複数回答可）

【省庁用Ⅲ-1.、民間用Ⅳ-1.】

国際交流及び協力に関しては、省庁においては過半数以上が過去に協力実績があり、44.4%が現在協力実施中である。これに対し、民間団体は現在協力を行っている団体が49.3%と省庁よりも多く、国際協力活動が比較的活発に行われていることが分かる。

図2-25 障害福祉分野における日本以外の国の団体との交流・協力関係の有無（複数回答可）





1-1) 具体的プロジェクト一覧 (省庁のみ)

【省庁用Ⅲ- (1-1. )】

具体的なプロジェクトの名称、実施国名、カウンターパート、および実施年は、表2-7のとおりである。

表2-7 これまで実施した具体的なプロジェクト一覧

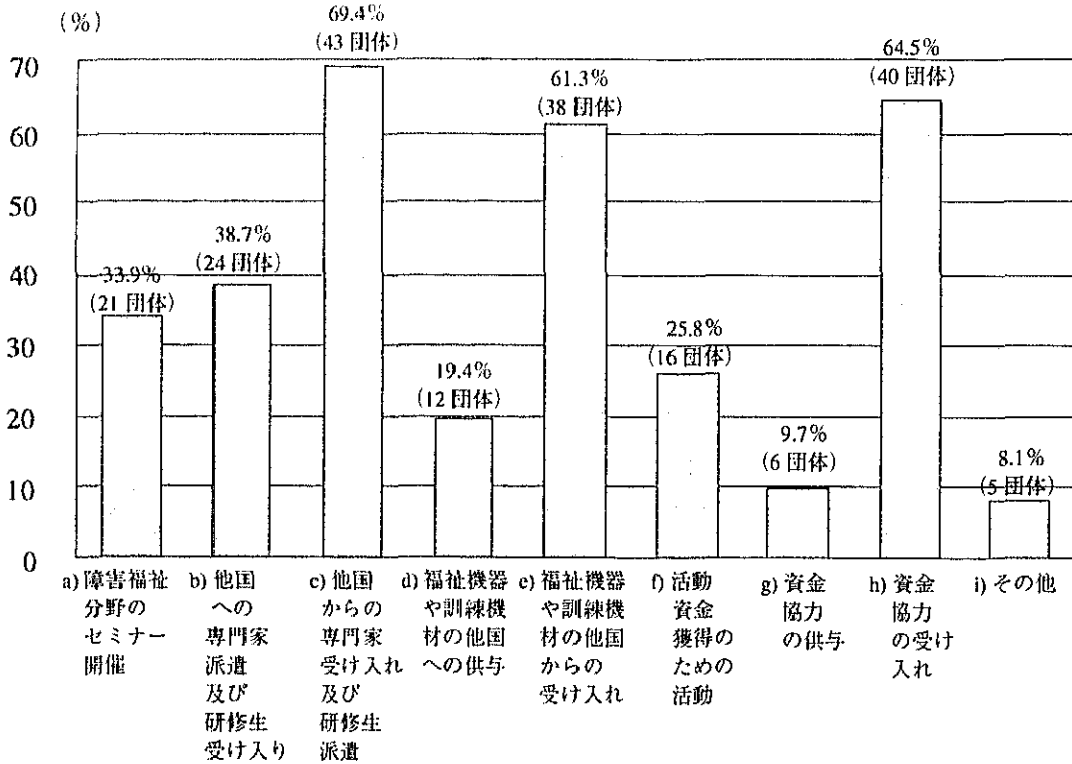
実施国名	プロジェクト名称	カウンターパート	実施年
インドネシア	スタッフ研修	UNDP/ILO	1982 - 92
	ろう者を対象にしたスポーツ活動	APDS/CISS	1993 - 95
	聴覚障害者が抱える問題を検討するセミナー	APDC	
スリランカ	シンガポール・ボランティア・サービス	シンガポール	1994
	大韓民国ボランティア・サービス	韓国	1992
	海外ボランティア・サービス	英国	1988
タイ	-	World Federation of the Deaf	1986
タンザニア	CBR プログラム	ILO	1985 - 94
〃	CBR プログラム	アイルランド政府	1992 -
〃	職業訓練研修	SHIA	1991 - 96
パラグアイ	資機材調達	-	1996
バングラデシュ	障害者のリハビリテーション研修	Federation of the Blind Int'l	1980 -
〃	E.R.C.P.H.	SIDA	1982
〃	国立特殊教育センタープロジェクト	ノルウェー	1987 - 92
〃	特殊教育のための一年教員訓練コース	ノルウェー	1992 - 97

1-2) 海外との協力事例（民間団体のみ）【上記1)で a) 又は b) の回答者のみ、複数回答可】

【民間用Ⅳ-2.】

各団体が行っている海外との協力事例については、他国からの専門家受入れ及び研修生派遣が多く69.4%、次いで資金協力の受入れが64.5%、福祉機器や訓練機材の他国からの受入れが61.3%であった。

図2-26 海外との協力事例（複数回答可）

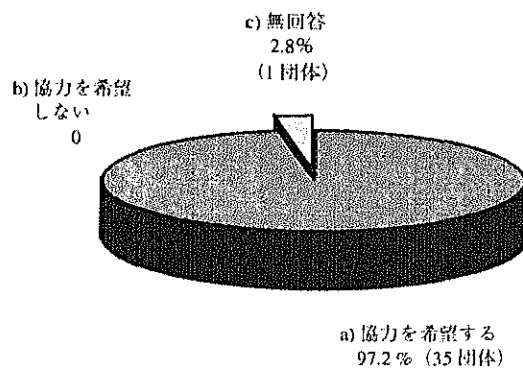


2) 今後の海外の団体との協力（民間団体のみ）【上記1)で b) の回答者のみ】

【民間用Ⅳ-3.】

海外の団体との協力については、協力を希望するが97.2%を占めており、多くの団体は積極的に協力意向があることが分かった。

図2-27 今後の海外の団体との協力



2-1) 協力を希望するプロジェクト例（民間団体のみ）

【民間用Ⅳ-（3-1.）】

海外の団体と協力を希望しているプロジェクトの例は、表2-8のとおりである。

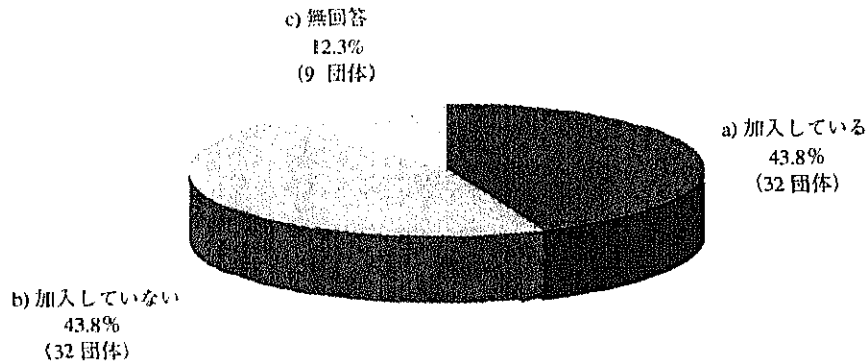
表2-8 協力を希望するプロジェクト例

プロジェクト例	国名
障害分野に携わる専門家やボランティアを対象とする技術研修（手話通訳養成、福祉機器の技術指導等）の実施	インドネシア、ジョルダン、スリランカ、ソロモン、タイ、タンザニア、ネパール、フィジー、ホンデュラス、等
障害者の自立と社会参加の推進と拡充をはかるための医療、教育、職業等のリハビリテーション・プログラムの実施	インドネシア、タイ、タンザニア、中国、ドミニカ、等
障害分野における研究（予防、治療法等）	タイ、ネパール、等
一般市民の障害者に対する意識改善と、障害者の社会参加の促進のためのプロジェクト実施	コスタリカ、ザンビア、タイ、タンザニア、ドミニカ、ネパール、ホンデュラス、等
近代的な情報収集・処理システム、情報交換・技術交流システム、インターネット等の導入	インドネシア、ホンデュラス、等
インフラ整備のプロジェクト	インドネシア、等
研究所、病院、学校、総合センター等の拡大または／および設立	コスタリカ、スリランカ、タイ、タンザニア、ネパール、等
国内および国際セミナーの開催	インドネシア、ザンビア、ネパール、ホンデュラス、等
CBRプロジェクトの促進	タイ、ネパール、フィリピン、等
NGO同士の関係を深めるためのプロジェクト	ネパール、等
福祉機器の提供・寄付	タイ、等
スポーツ、文化交流の推進	タンザニア、中国、等

3) 国際NGOへの加入（民間団体のみ）【民間用Ⅳ-4.】

国際NGOへの加入については、加入している団体、加入していない団体ともに、43.8%であった。

図2-28 国際NGOへの加入



3-1) 加入先NGO [上記2) で a) の回答者のみ、複数回答可]

各団体が加入している、国際NGOは表2-9のとおりである。

表2-9 加入先国際NGO（複数回答可）

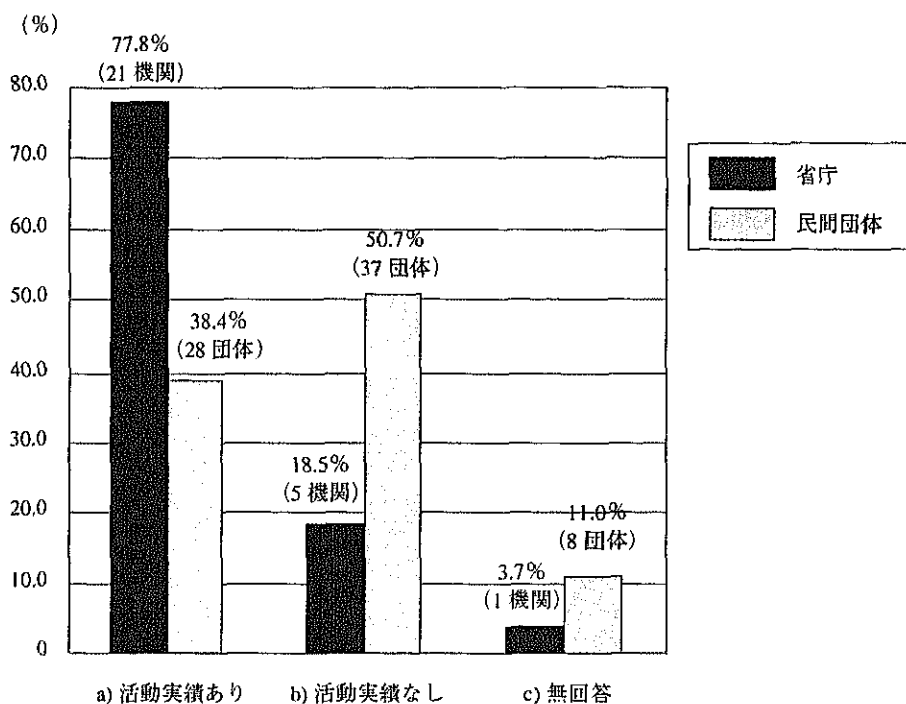
国際NGO名称	民間団体	%
a) Abilympics	1	3.1
b) African Union of the Blind (AFUB)	1	3.1
c) Albinism World Alliance	0	0.0
d) Asian Blind Union	1	3.1
e) Asian Federation for the Mentally Retarded (AFMR)	1	3.1
f) Asian Federation of Laryngectomee's Association (AFLA)	1	3.1
g) Asociacion Nacional de Ayudo Intefral al Mongolico	1	3.1
h) Asociation del Caribe de Retardo Mental y Otras Deficiencias	1	3.1
i) Cheshire Home Fundation International	1	3.1
j) Christoffel Blindenmission (BBM)	2	6.3
k) Disabled People International (DPI)	6	18.8
l) Far East and South Pacific Games Federation (FESPIC)	1	3.1
m) Fondo Mundial de Rehabilitation	1	3.1
n) Grupo Latinoamericano de Rehabilitacion Profesional (GLARP)	3	9.4
o) International Blind Sports Association (IBSA)	1	3.1
p) International Federation of Library Association (IFLA)	1	3.1
q) International League of Society for Mentally Handicapped (ILSMH)	2	6.3
r) Pacific Islands Council for the Blind Person	1	3.1
s) Rehabilitation International	5	15.6
t) Sticking Lilian Funds (SLF)	1	3.1
u) The International Council for Education of the Visually Handicapped	1	3.1
v) The Social Rehabilitation Center for Physically Handicapped	1	3.1
w) World Blind Union (WBU)	7	21.9
x) World Federation of the Deaf	5	15.6
y) 無回答	2	6.3
計	48	-

\* : %の分母は32で計算。

4) 「国連障害者の十年」に関する何らかの活動【省庁用Ⅲ-2.、民間用Ⅳ-5.】

各団体の活動について、省庁では実績があると回答したところは、77.8%にのぼり、実績がないと回答したところは、18.5%であった。これに対し、民間団体は、省庁と比較すると活動実績が少なく、何らかの活動を実施したことがあると回答した団体は38.4%で、活動実績がないと回答した団体が50.7%と過半数を占めた。

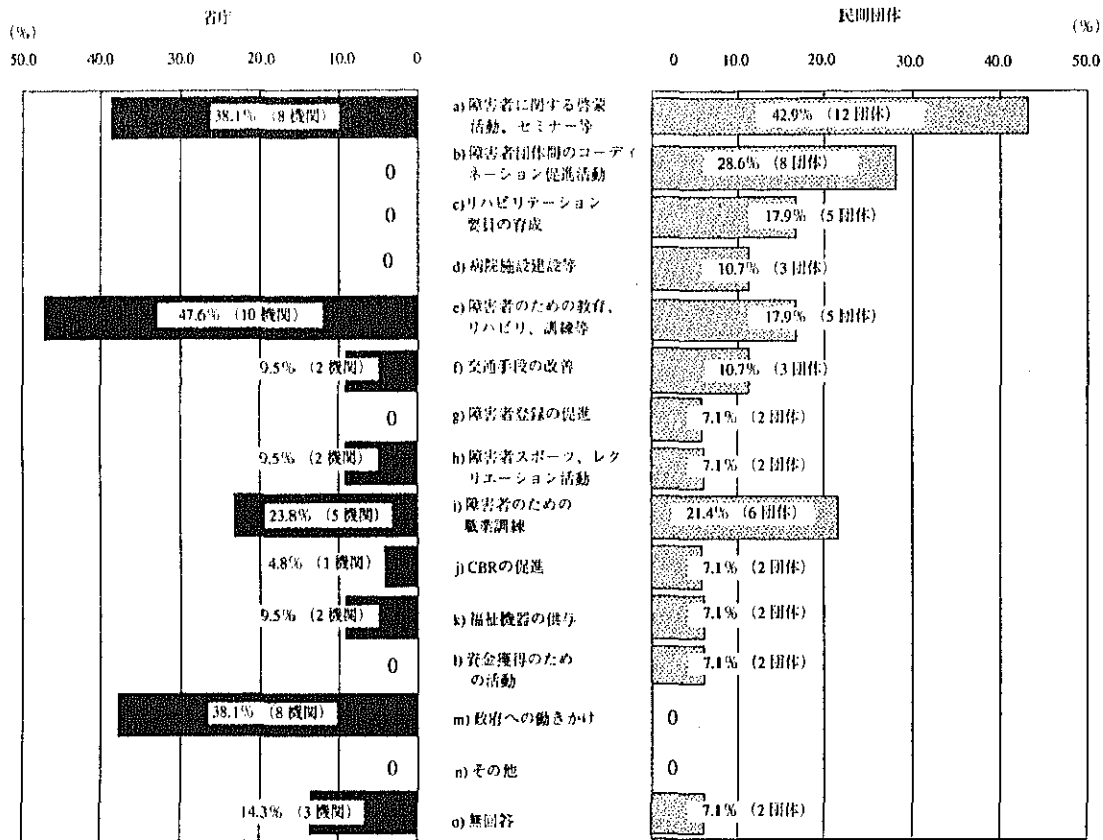
図2-29 「国連障害者の十年」に関する何らかの活動



4-1) 実施した活動の概要【上記4)でa)の回答者のみ、複数回答可】【省庁用Ⅲ-(2-1.)、民間用Ⅳ-(5-1.)】

実施した活動内容について、省庁では障害者のための教育、リハビリ、訓練等が最も多く半数弱を占め、民間団体においては障害者に関する啓蒙活動、セミナーという意見が多く42.9%を占めた。

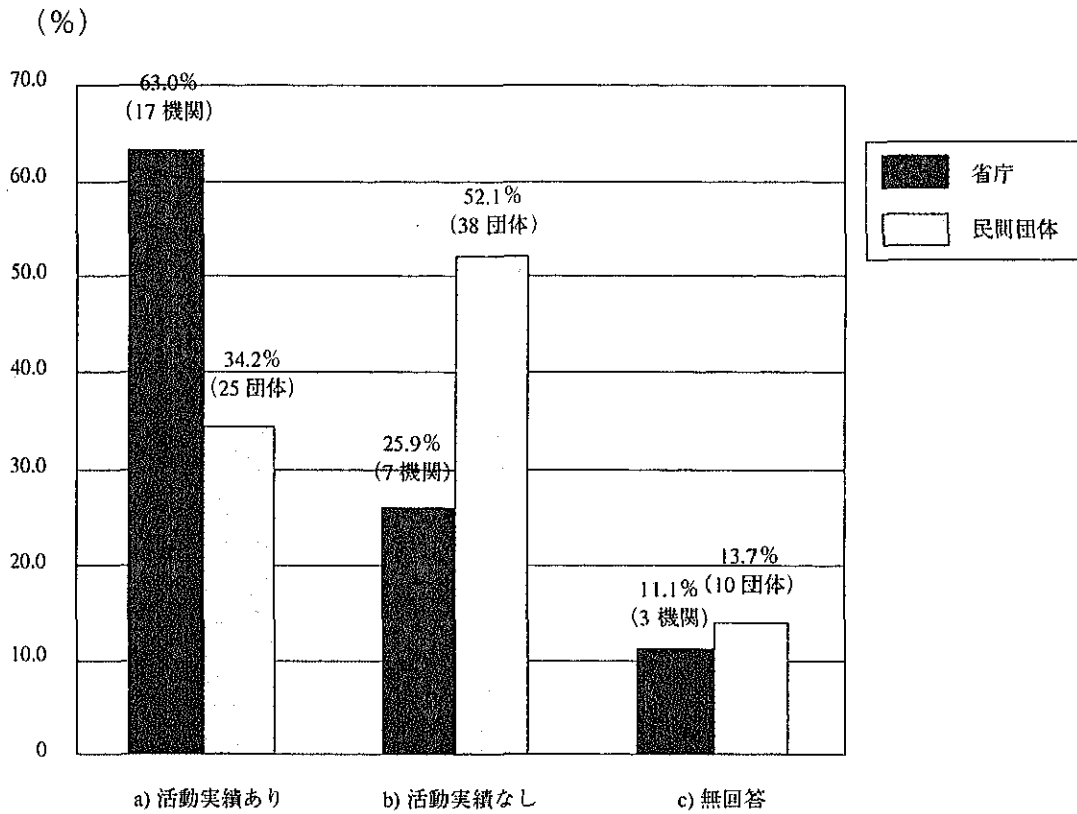
図2-30 実施した活動の概要（複数回答可）



5) 「国連の障害者の機会均等化基準規則」に関する何らかの活動【省庁用Ⅲ-3.、民間用Ⅳ-6.】

上記4)と同じく省庁においては、活動実績があると回答したところが過半数あり63.0%を占めたが、民間団体においては活動実績がないという回答が過半数を占め、何らかの活動を実施したことがあると回答した団体は34.2%であった。

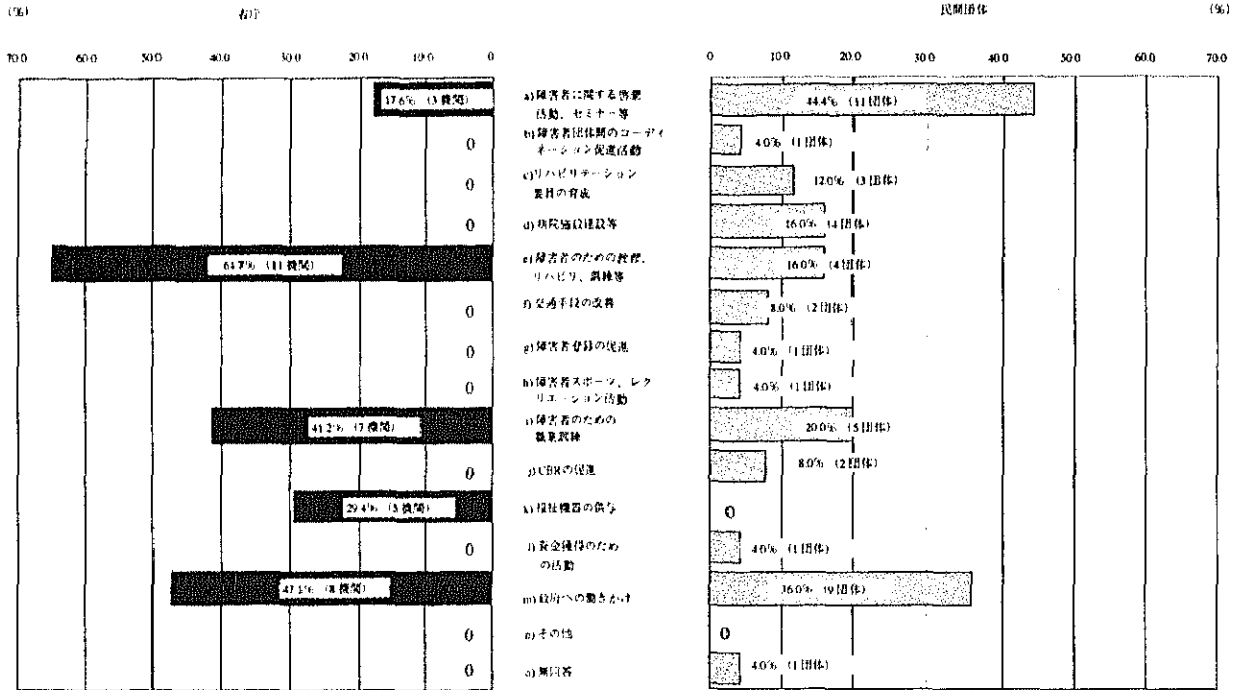
図2-31 「国連の障害者の機会均等化基準規則」に関する何らかの活動



5-1) 実施した活動の概要 [上記5) で a) の回答者のみ、複数回答可] 【省庁用Ⅲ- (3-1. )、民間用Ⅳ- (6-1. )】

実施した活動については、省庁においては活動内容が比較的限られており、障害者のための教育、リハビリテーション、訓練等が多く64.7%にのぼった。一方、民間団体においては障害者に関する啓蒙活動、セミナー等が多く44.4%という結果であった。

図2-32 実施した活動の概要（複数回答可）



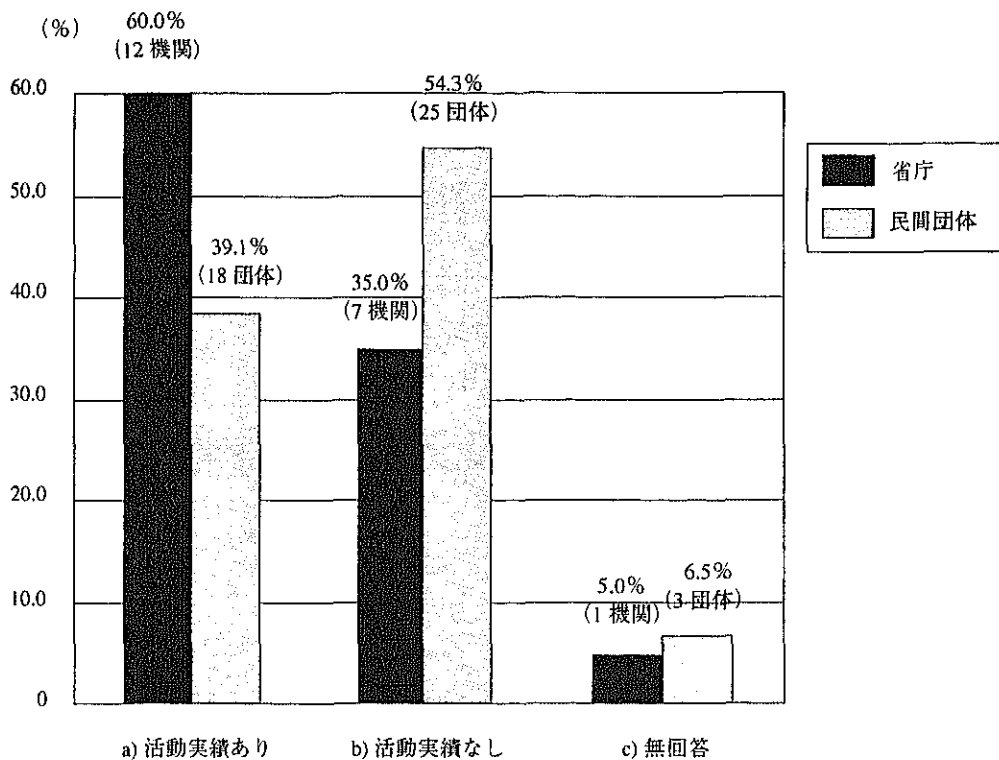


6) 「アジア・太平洋障害者の十年」に関する何らかの活動 [アジア・太平洋の人のみ回答]

【省庁用Ⅲ-4.、民間用Ⅳ-7.】

「アジア・太平洋障害者の十年」に関する活動の有無は、省庁においては活動実績があると回答したところが60%にのぼった。民間団体においては活動実績がないと回答したところが過半数を占めたが、活動実績があると回答したところも39.1%あり、アジア地域における障害者問題に対する関心は低くないことが分かった。

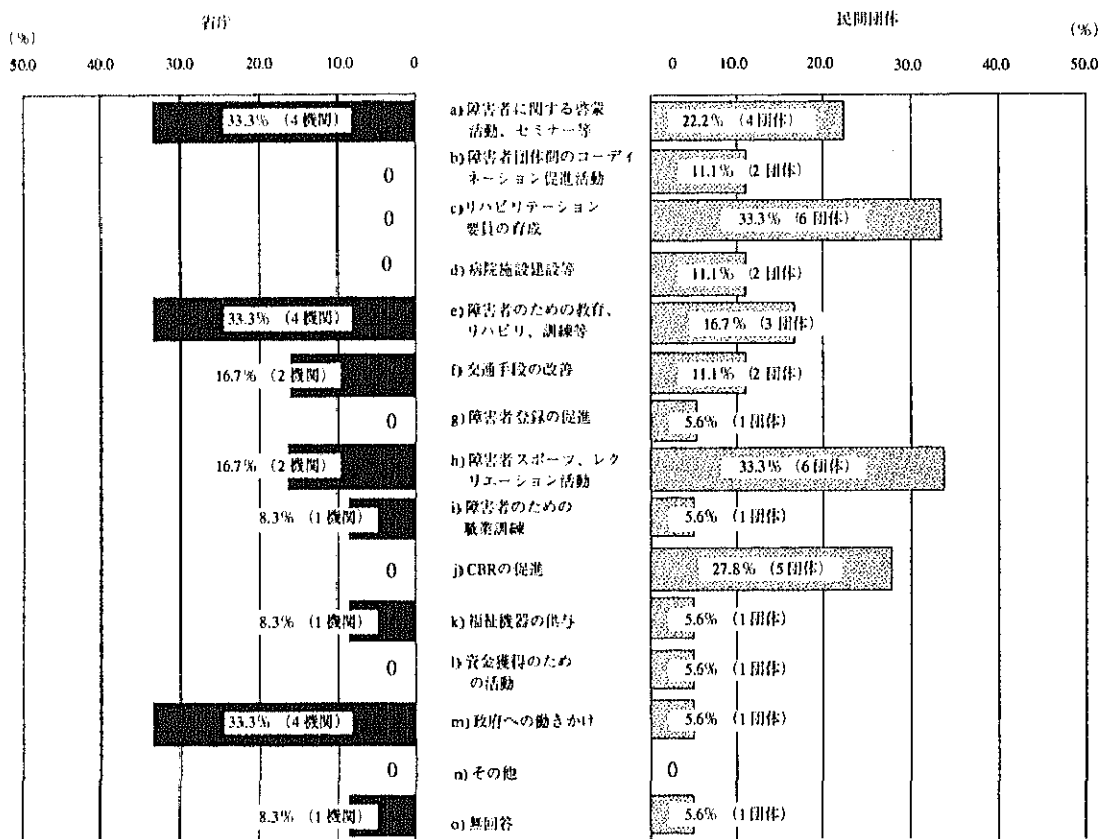
図2-33 「アジア・太平洋障害者の十年」に関する何らかの活動



6-1) 実施した活動の概要 [上記6)でa)の回答者のみ、複数回答可] 【省庁用Ⅲ-(4-1.)、民間用Ⅳ-(7-1.)】

「アジア・太平洋障害者の十年」に関する活動の概要では、省庁においては障害者に関する啓蒙活動やセミナーの実施、障害者のための教育、リハビリ、訓練等、及び政府間同士の障害者問題取り組みの推進、法律の見直し・策定等が最も多く、それぞれ33.3%を占めた。一方、民間団体においてはリハビリテーション要員の育成およびスポーツやレクリエーション活動が最も多くそれぞれ33.3%、次いでCBR活動の27.8%という結果であった。

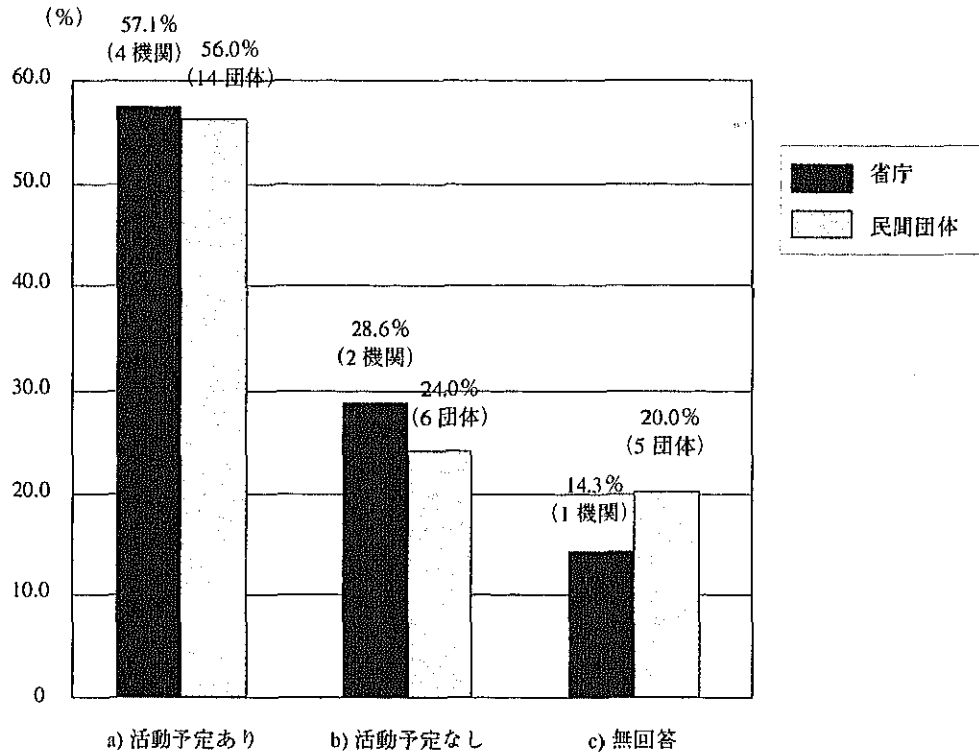
図2-34 実施した活動の概要（複数回答可）



7) 今後の「アジア・太平洋障害者の十年」に関する活動 [上記6) で b) の回答者のみ]

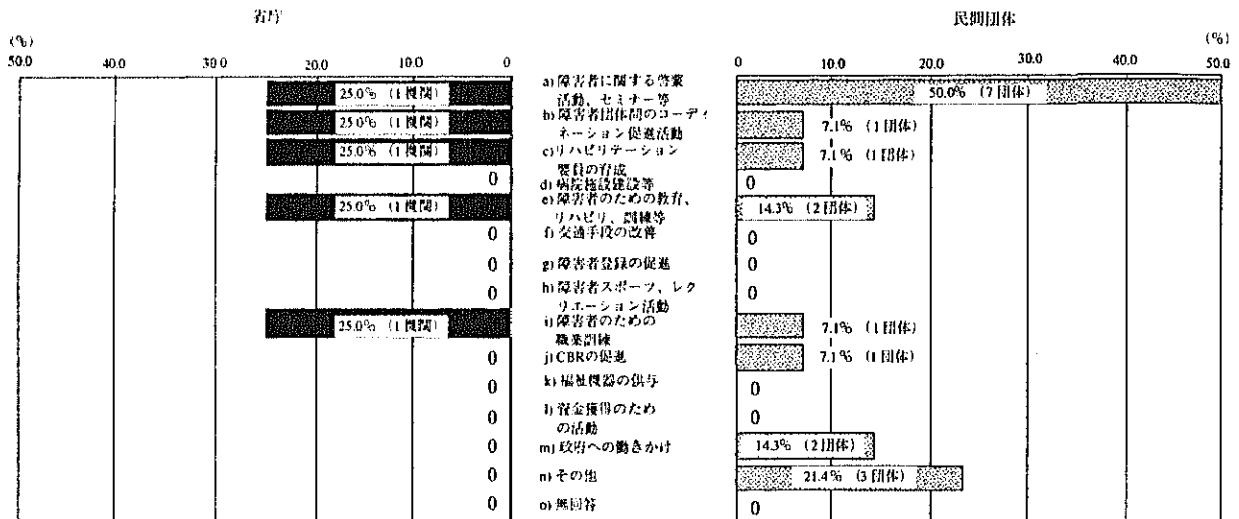
今後の「アジア・太平洋障害者の十年」に関する活動であるが、省庁、民間団体ともに活動予定があると回答したところがそれぞれ57.1%、56.0%と過半数を超え、同十年関連活動への関心が比較的高いことが明らかとなった。

図2-35 今後の「アジア・太平洋障害者の十年」に関する活動



7-1) 予定している活動の概要 [上記7) で a) の回答者のみ、複数回答可] 【省庁用Ⅲ- (5-1. )、民間用Ⅳ- (8-1. )】  
 予定している活動の概要であるが、民間団体においては障害者に関する啓蒙活動、セミナー等が最も多く過半数を占めた。

図2-36 予定している活動の概要 (複数回答可)



## 8) コメント、提案

【省庁用Ⅲ-6.、民間用Ⅳ-9.】

省庁、民間団体からのコメントは表2-10のとおりである。

表2-10 各省庁、民間団体からのコメント

コメント内容	省庁（国名）	民間団体（国名）
日本政府、NGOによる支援をありがたく思う。 今後も協力関係を促進したい。	インドネシア、タイ、 スリランカ、 バングラデシュ	インドネシア、 コスタリカ、タイ、中国、 ドミニカ、ネパール、 フィジー、フィリピン
日本からの専門家の派遣はとてありがたい。 自国の障害分野における知識および技術の向上に役立つ だろう。	-	中国、ドミニカ、 ネパール
現在、日本から専門家が派遣されている。近い将来、 自分自身日本へ行き障害分野におけるさまざまなことを 学びたい。	-	インドネシア
日本からの専門家が派遣されたが、コミュニケーション に困難を感じた。英語、または、自国の言語の会話力の 向上を期待する。	-	インドネシア
障害者の生活水準向上にもつながり情報を交換すること によって学べることも少なくないと思われるため、障害 分野における情報がほしい。	パラグアイ	インドネシア、 パキスタン
首都からはなれた農村にある等団体を考慮してくれて ありがたく思う。	-	コスタリカ
障害分野に携わるスタッフを対象に定期的な研修を設け るとよいと思う。	パキスタン	パキスタン
障害分野でも図書館や情報サービス面での技術協力が促 進されればよいと思う。	マレーシア	
効果的な活動を行うために、資金援助、人材派遣を希望 する。	-	ドミニカ、フィジー
人材、技術、その他各側面における援助を必要として いるので、国際NGOや他国の政府、NGOによる協力を 得たい。	インドネシア、 バングラデシュ	ザンビア、ジョルダン、 スリランカ、ソロモン、 タイ、ネパール
今後も、専門家や研修員の交流、セミナーの開催等 を通して経験を分かち合いたい。	インドネシア	インドネシア、ネパール
現在日本人の重度自閉症の生徒が2名いるが、日本の 家族と離れて生活することによって、自立心が向上し、 日本で生活していた時と比較すると想像ができないほど 活動的になり、多くの友人もできた。	-	ジョルダン

(表2-10 続き)

コメント内容	省庁 (国名)	民間団体 (国名)
障害問題はプライオリティがまだ低く、障害者の教育をはじめ、医療、健康、雇用問題等全ての面において、政府による支援や他国からの援助を必要としている。一部の障害者のみ（例：裕福な家庭の障害者）リハビリテーションを受けることができるなど不平等なものがある。	-	ザンビア、フィジー
協力関係はあったが短期間であったので十分な成果が得られなかった。	タンザニア	パキスタン
障害者の教育とリハビリは極めて重要な課題であり、同分野に関心を示した日本に敬意を表するとともに、全面的に協力したいと考える。	-	インドネシア、 ドミニカ、 ホンデュラス
NGOベースの協力をはじめたい／促進したい。	-	タンザニア、 パキスタン
日本との協力に興味があるのでぜひ始めたい。	-	インドネシア、コスタリ カ、ジョルダン、 シンガポール、 タンザニア、ネパール

### 3. 現地調査概要

### (1) 現地調査の目的及び背景

本調査研究における現地調査は、我が国の障害者が協力活動に参加するにあたっての途上国の障害者の援助ニーズ、制約要因及び協力の可能性等を具体的に把握することを目的として、平成8年10月28日～11月9日（13日間）に、別途実施した海外アンケート調査を補完するためのケース・スタディとして、タイ及びネパールを対象として実施された。

現地調査対象国の選定にあたっては、フェーズ1調査の提言にもあるとおり、今後実際にわが国の障害者が国際協力に参加する場合は、これまでの協力実績の大きい東南アジア地域を当面の対象とすることが望ましいので、その地域の国々を第一番目の候補とした。さらに、今回の現地調査は、実際の参加にあたっての相手国側の制約要因等をケース・スタディーとして把握することを目的としており、国の発展段階や障害者を取り巻く現状等が異なる国を調査対象とする方が、本調査研究以降の具体的方策を検討する際により有益な結果が得られるものと思われたため、今後の協力可能性も考慮して、世銀分類の"低所得国"ではネパール、"低中所得国"ではタイの2ヶ国を選定したものである。

本検討会委員及び事務局等からなる調査団は、限られた日程の中で、実際に両国の障害者関係省庁、障害者団体、現地で活動しているNGO等を訪問し、障害者への国際協力事業についての意見交換や援助プロジェクトの視察等を精力的に行った。なお、調査団員リスト、調査日程は、それぞれ表3-1、表3-2のとおりである。

表3-1 現地調査参加団員リスト

担当分野	氏名	現職	備考
団長	松井 亮輔	日本障害者雇用促進協会審議役	タイのみ参加
団員（障害者福祉）	成瀬 正次	日本障害者協議会国際委員長	肢体不自由 （ネパールでは団長） （車椅子使用）
団員（国際協力）	岩波 和俊	JICA国際協力総合研修所所長	
団員（障害者福祉）	大槻 芳子	全日本ろうあ連盟本部事務局所長	聴覚障害
団員（国際協力）	小林 明子	中部学院大学助教授	ネパールのみ参加
団員（業務調整）	河津 慎介	JICA国際協力総合研修所人材養成課職員	
団員（業務調整）	下村 理恵	日本国際協力センター研究員	
団員（手話通訳）	山口 千春	全日本ろうあ連盟	



表3-2. 「障害者の国際協力事業への参加（フェーズ2）」現地調査日程

No.	月日	曜日	行程	午前 (移動)	午後 (移動)	備考
1	10/28	月	東京→バンコク 10:50 (NH925) 15:50			15:15 バンコク着
2	29	火		09:30 JICA事務所訪問	13:30 National Council on Social Welfare	
3	30	水		09:00 National Association of the Deaf	14:00 Office of the Committee on Rehabilitation for Disabled Persons, Department of Public Welfare, Ministry of Public Welfare	
4	31	木		09:00 Sirindorn National Medical Rehabilitation Center	13:30 Association of the Physically Handicapped of Thailand	
5	11/1	金		JICA事務所報告	15:30 ESCAP/高嶺専門家訪問	
6	2	土	バンコク→カトマンズ 10:30 (TG311) 12:45	(移動)	(移動)	*松井委員帰国 バンコク→東京 11:10 (TG640) 19:00 *小林委員 名古屋→バンコク 10:30(JL645) 15:15 *小林委員 バンコク→カトマンズ 10:30 (TG311) 12:45
7	3	日		団内打ち合わせ	団内打ち合わせ	
8	4	月		10:15 Ministry of Finance 11:30 Ministry of Women and Social Welfare 12:00 Policy Planning Division, Ministry of Women and Social Welfare	16:00 大使館表敬 16:30 大使館およびJICAによる現状報告	
9	5	火		10:00 National Federation of the Disabled Nepal 11:45 Welfare Society for the Hearing Impaired	15:30 Nepal Disabled Association	
10	6	水		11:00 Nepal Association for the Welfare of the Blind	14:30 Nepal Association of the Deaf and Hard of Hearing 16:00 UNICEF	
11	7	木	カトマンズ→シンガポール 13:50 (SQ413) 22:25 シンガポール→ 23:15	10:00 大使館挨拶		
12	7	金	→東京 (SQ998) 06:35	(移動)	(移動)	

## (2) 現地調査結果総括

この現地調査は、前述のように海外アンケート調査を補完するためのケース・スタディとして、実際に途上国を訪問して、各委員の目で途上国の障害者の現状を把握することが主な目的であった。この点から、障害を持つ成瀬委員及び大槻委員が参加し、車いすで各機関を訪問したり、手話を使ったコミュニケーションを行う等、相手国との意見交換やプロジェクトの視察を活発に行ったこと自体が非常に有意義な成果であった。なお、ほとんどの訪問機関では、手作りのWelcome Boardで調査団を暖かく歓迎し、調査団への期待の大きさが感じられた。

また、JICAにとっては、障害を持つ方を調査団として複数名派遣したことは、ほぼ初めての経験であり、空港到着時からホテル、各訪問先までの状況について、詳細な事前調査を行い、受入状況を十分に確認するとともに、手話通訳者も併せて派遣した。さらに、実際の調査団の移動にあたっては、調査団員だけでなく、タイ、ネパールのJICA事務所職員や訪問先関係者が一致協力して成瀬団員の車いすでの移動を補助し、この結果としてハードなスケジュールながら、十分な調査を行うことができた。しかし同時に、このような経験により学ぶことができた点も多く、今後の貴重な参考となった。

なお、各機関毎の訪問議事録は資料編にまとめているが、今回の調査によって明らかになったいくつかの点としては、まず、タイ、ネパール共、障害を持つ当事者自身がいろいろな社会活動に参加していくという認識がすでに共有されつつあるということがあげられる。特に、障害当事者団体・支援団体ともNGOとしての活動を活発に展開しており、未だ全体への波及効果は課題であるが、今後の活動が大いに期待される。

また、JICAの障害者研修コースに参加した障害を持つ帰国研修員の活躍ぶりやJOCV隊員の現地での活動等を垣間みることができ、両国の障害福祉分野における我が国に対する援助ニーズや期待が非常に大きいことを実感させられた。逆に、障害を持つ調査団員が実際に各機関を訪問したことにより、相手側に与えたインパクトも非常に大きかったと思われる。

本現地調査により、実際に障害者自身がこのような調査に参加し、当事者としての視点を活かしながら協力を行うことの重要性を改めて認識することができたと思われる。障害福祉分野での我が国の協力をより効果的に推進するとともに、協力体制の強化等を図るためにも、今後とも障害者自身が協力活動に参加できるような機会をできるだけ増やす試みが望ましい。